

58  
162

A  
CATECHISM  
OF  
CHRISTIAN RELIGION.

基督教問答  
全

明治二十四年八月

大阪 福音社發兌

特  
4

020518-000-3

特18-410

基督教問答

エ・ビ・ハッチンソン/著

M24

ABI-0331



緒言

何故<sup>なげ</sup>世人<sup>よじん</sup>は基督教<sup>きりすとじゆう</sup>を尋求<sup>たうめ</sup>るや又基督教<sup>きりすとじゆう</sup>とは如何<sup>いか</sup>なる教<sup>きやう</sup>なるや余<sup>われ</sup>ハ此<sup>この</sup>二問題<sup>にもんたい</sup>ハ應<sup>こた</sup>へ  
と欲<sup>ほ</sup>ひ則<sup>すなは</sup>ち此<sup>この</sup>小册子<sup>せうさくし</sup>を著述<sup>あつは</sup>せり而<sup>しか</sup>して新<sup>あらた</sup>道<sup>みち</sup>を求<sup>もと</sup>むる者<sup>もの</sup>洗禮<sup>せんれい</sup>を領<sup>あひ</sup>聖公會<sup>せいこうかい</sup>の會員<sup>くわいじん</sup>とさ  
らんことを望<sup>のぞ</sup>み是<sup>これ</sup>が準備<sup>そなへ</sup>を爲<sup>な</sup>す際<sup>とき</sup>ハ假令<sup>たとへ</sup>傳道者<sup>てんどうしや</sup>の教訓<sup>きやうん</sup>を經<sup>た</sup>すと雖<sup>いへ</sup>ども此<sup>この</sup>篇<sup>へん</sup>を讀<sup>よ</sup>みて聖  
書<sup>しよ</sup>の諸篇<sup>しよへん</sup>を照<sup>あ</sup>して躬<sup>かた</sup>り自ら研究<sup>けんきゆう</sup>ことを得<sup>う</sup>べし亦<sup>また</sup>既に道<sup>みち</sup>を信<sup>しん</sup>ずる者<sup>もの</sup>基督<sup>きりすと</sup>に來<sup>きた</sup>る者<sup>もの</sup>の利  
益<sup>いせき</sup>如何<sup>いか</sup>を詳細<sup>しじゆ</sup>に知<sup>し</sup>得<sup>え</sup>べし加之<sup>た</sup>ならず傳道<sup>てんどう</sup>の任<sup>にん</sup>あるもの説教<sup>せつきやう</sup>或<sup>ある</sup>ハ勸話<sup>くわんわ</sup>を爲<sup>な</sup>すハ當<sup>あた</sup>りて  
舊新約全書<sup>きゆしんぎやくぜんしよ</sup>中の事實<sup>じじつ</sup>を引用<sup>いんぎやう</sup>と欲<sup>ほ</sup>むの亦<sup>また</sup>此<sup>この</sup>篇<sup>へん</sup>を展<sup>ひら</sup>き題目<sup>だいまく</sup>よりて之<sup>これ</sup>を探索<sup>たんさく</sup>ば豈<sup>あた</sup>神補<sup>かみ</sup>な  
からざらんや

仰<sup>あ</sup>ぎ希<sup>こ</sup>のくハ此<sup>この</sup>册子<sup>さくし</sup>を因<sup>よ</sup>りて上<sup>かみ</sup>の天父<sup>てんふ</sup>の榮光<sup>じやうきやう</sup>を顯<sup>あ</sup>し下<sup>した</sup>の愛<sup>あい</sup>兄弟<sup>けいだい</sup>姉<sup>あね</sup>ハ便益<sup>べんえき</sup>あらんことを

紀元一千八百九十一年  
明治二十四年七月

著者



目 録

第一章	基督教を尋求する事		一
第二章	舊新約全書の信仰の無二の法		八
第三章	耶穌基督を信仰する事	上篇	一八
第四章	耶穌基督を信仰する事即ち使徒信經	下篇	二四
第五章	神と信者と相互の契約即ち「バプテスマ」の契約	上篇	三九
第六章	神と信者と相互の契約即ち「バプテスマ」の契約	下篇	四八
第七章	神に對して信者の義務即ち十誡の第一より四迄		五三
第八章	人に對する信者の義務即ち十誡の五より十迄		六一
第九章	信者の祈禱の道理		七一
第十章	信者の祈禱の例即ち主禱文の事	上篇	七七
第十一章	信者の祈禱の例即ち主禱文の事	下篇	八三
第十二章	基督の命に玉へる「サクラメント」の道理		九二

第十三章	洗禮即ち「バプテスマ」の事	一〇二
第十四章	嬰兒の洗禮式の事	一一〇
第十五章	聖公會即ち基督教會の事	一二五
第十六章	堅信禮の事	一三三
第十七章	堅信禮式文の事	一三七
第十八章	聖餐の事	一四一
第十九章	聖餐の事	一五三
	上篇	
	下篇	

# 基督教問答

英國宣教師 エ、ビ、ハットン著

## 第一章

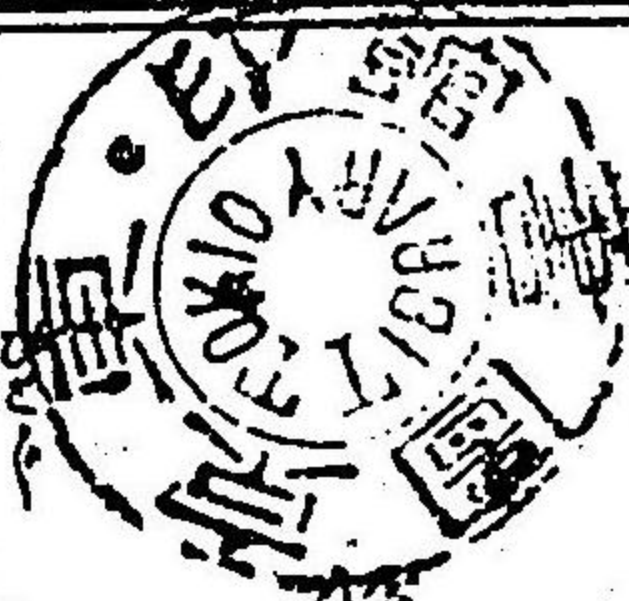
基督教を尋求る事

問 人々の何故主イエスキリストの教を尋求るや

答 (一) 現今イエスキリストの教の貴賤上下の差別なく一般世間に傳播し故なり (二) クリストの教は最も必要なるものなればなり (三) 英國米國其他の諸國のみならず既や日本國に於ても到處宣傳し教へなればなり (四) キリスト教を信する者衆多あればなり (五) 熱心は傳道爲るより信者の數日々増加れり是世間人々益キリスト教を尋ね求むる理由なり

問 イエスキリストの教の如何ある事を教示しものなるや

答 世人眞の神を知るものあれば神の性質を明白に教示し又神と人との間を深重き關係を爲す事件を教示せるものなり



問 何故凡て人間にキリストの教を學ぶの必要あるや

答 (一人間の誰でも必ず一回の死するものにして其後眞の神の審判を受くべきもの) 確定れることなればなり(希九〇二七)又其審判と云ふは凡て人間の己が一生涯の情狀が就て眞の神の審判を受けるものなり而して其結果は永福と永苦と有ものなれば實に熟考すべき事なり

問 イエスキリストの教の他の教より人々に於て最も必要なるものあるや

答 然りキリストの教のみ眞の神に因ての教にして凡て人間を審判する玉ふ道理を確乎明瞭に訓諭たるものなればなり

問 イエスキリストの教の其他に必要なる事柄を説示しあるや

答 然り一此世界と万の物と人間の本原とを説示せしなり二人間の疾病、禍災、死亡、或時の悲みとの理由を説示せしなり(三)後世の景況即ち永福と永苦を示せしなり(四)四人間の良心の權力を説示せしなり(五)五人間の罪あること、其罪を除く事を説示せしなり(六)六人間の銘々凡て他人に對するの義務あることを説

示せしあり

問 人々の心の衷は何の肝要なる事件を尋求べきや

答 三要件あり(一)吾人の何れより來るか(二)吾人の何を爲すため此世に在り又現在の義務の何であるか(三)吾人の後世の有様は何であるか

以上の事件に付て惟イエスキリストの聖教のみ公明正大の道理を有つものなり

問 以上の事件の凡て人間に必要なる事あるや

答 然り人間に常に此事を考ふべし又イエスキリストの聖教のみ心の祈願を確く應へ得るの權威あるものなり

問 以上の事件に就て眞正の信仰を保つこと何の利益あるや

答 今世と來世に於て心の平和と永福を受けるの利益あるなり

問 キリストの聖教を観察し何の明瞭なる記号あるや

答 四種あり(一)世に無二なき書物(二)有名き教師(三)全世界の會社(四)唯一の十字架の

記号なりキリストの教の万国各處に傳播あれば人々必ず此四種の記号を見得可きものなり

問 無二なき書物との何なるや

答 新約全書あり此書物はキリスト教會の基本にして凡て此教を信する者の之を尊奉へり

問 新約全書の何故世に無二なき書物と謂ふや

答 新約全書の凡て三百の國語に譯へり又凡て他の書物よりも製本の多夥こと數万巻に及べる而已ならず之を學習する者も亦説教の種も最も多し一千八百年の間無數の人該書物を熱心に希望する者あれども亦之を撲滅さんと欲する者も多し斯故に該書に他おなき書物と云へり

問 有名教師との誰なるや

答 ナザレのイエスキリストにして是即ちキリスト教の基礎なり以上申るところの新約全書のイエスキリストの名と其一代の事實とを記載たるものよて其文

問 全世界の會社との何なるや

答 イエスキリストの聖公會なり此會社の凡て新約全書を信じてイエスキリストを循はんと言ふ者即ち會員なり此會社の一千八百年の間多くの分派をなし此世の權力即ち兵力を用ひずして種々の禍害を防ぎ各國の万民を善道に佑導し惡事を棄しむるものなり現在キリスト教會の總て他の會社よりも一層盛大にして衆多の人其中お集合るものなり

問 唯一の十字架の記号との何なるや

答 十字架の公會の基礎なるイエスキリストの死し玉ふ時の器械あり又其死する事のキリスト教の根本おして最も緊要なる事なり是より由りて昔時の恥べき器

問 唯一の十字架の記号との何なるや

答 十字架の公會の基礎なるイエスキリストの死し玉ふ時の器械あり又其死する事のキリスト教の根本おして最も緊要なる事なり是より由りて昔時の恥べき器

械も今日の反て尊び敬ふべきものとはなれり

問 以上四つの中何の件に最も智識あるものゝ爲すべき事なるや

答 審らかふ此教の眞理を研究するの吾人の本分なり則ち此世に於ての眞理と未來の永福を切望事は有識者の爲べきことなり又イエスキリストの唯一人自から眞の道と永福を賜る者と云へり是故に有識者は此道を探求せんと雖も無識者の之を好まざるあり

問 イエスキリストの教を受ける事一人若くは衆人は益あるや

答 然りキリストの教を受ける事唯一己人のみならず万国の庶民に慶福と安寧と又文明開化等盛大なる事件の基本なり其證據は一千八百年の間歴史に記載あり而巳ならず現今キリストを禮拜する諸國の景況を一見知らるゝなり

問 昔しイエスキリスト自ら告給ひし言に於て現今其徴効あるや

答 然り一例へばイエス曰く吾に從へる者の暗さよ歩かず命の光を有つ者なりとは是に適ふて學問と智識と開化は富る國即ち英、米、獨の三國にキリストの

教に從へる國なり(二)イエス曰く吾若し十字架に上られれば凡て人間を吾に誘

導かんとは是に適ふて凡て國々に十字架に釘らるゝ者則ちイエスキリストの教を聞て多くの人は是に從へるあり(三)イエス曰く行て萬國の民に教を宣傳へよとは是に適ふて現今教師等諸國の各所に此教を宣傳するものあり其外イエスキリストの言に就て現今此世に多くの証憑あり

問 誰が權威を興へて外國の宣教師等キリスト教を日本國に宣傳する事を命せしや

答 ナサレのイエスキリスト此世を逝る時其弟子曹お命じて萬國に行きて福音を宣傳へ又洗禮を施して弟子となせよと云ひ給へり

問 如何にしてイエスキリストの如斯の權威を有玉ふや

答 イエスキリストは眞の神と人間との兩の性質を有玉ふ即ち神の聖子あり故に亦天と地とに於ての權威を有玉へり又眞の神の至世界の主宰あれば凡て人間は是に事すべきものなり是に由りて凡て人間の義務にキリストの役者より福

音を聞て熱心小之を信すべきものなり

第二章

新舊約聖書の信仰の無二の法

問 基督教を識んと欲まば何書を讀べきや

答 神の黙示より由りて與られたる新舊約聖書を讀べし(提後三〇一六)

問 何故新舊約聖書を讀べきや

答 基督教の基礎の新舊約聖書のみなればなり(弗二〇二十)又信者の信仰の法此二書のみふあればなり(賽八〇二十)

問 神の黙示とい何ぞ

答 眞の神が聖靈の感化より由て聖書を著す者の心を常に保護指導す玉へり是の故に該書の謬りなきものなり

問 黙示の中は何の區別あるや

答 (一)神の本々の未知なることを告知せ玉ふことなり(二人なる凡ての事實と真理の教を口傳の筆を告げ知らせる事より付て凡て神が誤謬なきこととこれを保護し玉ふことなり(三)神の聖靈を以て何の記載すべし何の記載べからずと教示し玉ふものなり(四)神の御霊の御言の御業の御徳の御栄の御威の御力の御名(五)神の御名を著せる者の神の黙示を受て記載せしむ

問 舊約全書を著せる者の神の黙示を受て記載せしむ

答 然り(一)モーゼ曰く其五書は神の命令より由りて書記せるものなり(申三二〇自九至二六)又曰く諸の事と神の黙示より由りて行ふものなり(民十六〇二八)(二)ダビデの神の命令より従て書記せるものなり(母後二三〇二)(三)イザヤ、エノ

キ、ヨハネ、等神の命令より由りて預言をなせるものなり(ヨハネ一)我に云ひ給ひける(ヨハネ一)と或の萬軍の軍の口より出たる言を常より入り(賽八〇一、米四〇四、耶一〇七至九、米三〇一)

問 神の黙示を受て証據の何あるや

答 (一)不思議なる所業をなせり(申二四〇)自十至十二(二)其預言の就られし



答 あるに由るなり(申す八〇二二二三)其教の全く道義に由るなり(羅十一〇三十三至三六)四其顯したる宗教は人の性質に適當せるものなり(羅三〇九至一二)五聖書はモーセよりマハチまで凡一千六百年間多くの記者が筆記せし種々の書籍あり是れ万事のそとに於て悉く適當せるものなり(六キリストと其弟子曹の舊約聖書を神の默示ありと告知らせり)約五〇四六(徒三〇自三至二四)

問 以上の理由に依れば誰が舊新約全書の著述者なるや

答 聖靈なる神あり(徒二八〇二五)前記に思儀なる王の聖靈(太二二〇二八)の力を指せり(三預言の効しと)聖靈の智慧を指せり(賽四一〇自二一至二六)(三)至き知識の人の心より出る克(百十四〇四)神の聖潔と聖靈自由なり(詩十九〇六七)四聖書の教人の性質に適當せるものにして此三部の書は全と聖書の著述者則ち聖靈を指せり(五聖書中の言悉く万事に適當すること)一人の著述者則ち聖靈の所爲なるを以てあり(六神の聖子の聖靈に因り著述せし書

證明をなせり(可士二〇三五三六)

問 舊約全書の神の默示したることは新約全書の中何の書よりしや

答 神古より聖なる預言者の口を以て云給へりと(路一〇七十一)二神昔より多くの別ちをなし多くの方を以て預言者お託り先祖曹に告給へり(希二〇二)三聖書は皆神の默示なり(提後二〇二六)四預言者曹の默示を蒙りて其傳し事の今天より遣り給へ聖靈に因り福音を傳ふる者の爾曹よ告る處の者なり(彼前一〇十三)五神の預言の固より神に屬する聖人が聖靈に感じて話し者さればなり(彼後二〇一二)

問 イエスキリストが其弟子曹に聖靈の默示を與へんと約し玉へる事ありしや

答 然り聖靈の使徒曹の中言給へり(太十〇十一、二十)又我名を託て父の遣さんとする訓諭師は皆聖靈の衆理を爾曹に教へ亦我が凡そ爾曹よ言し事を爾曹に憶起さしむべし(約十四〇二六)又聖靈の爾曹に凡そ之の衆理を知しむべし及來らんとする事を爾曹よ示すべければなり(約十六〇、十三)

問 何時に約束の成就はせられたるか

答 (一) イエスキリス、昇天の後十日、聖靈を「授け給へり」(徒二〇三)

(二) 其後使徒の裁判所に引用して聖靈の助けを受けり(徒四〇八)(三) 聖靈の

「マインテナツ」の公會の預言者等も命を給へり(徒十二〇首一至四)(四) 聖公會

の肝要の事を定めたる時聖靈の助けを受けり(徒十五〇二一)(二〇八) 五聖靈の恩

祐は由は福音を宣傳へり(撒前一〇五、全二〇十三)(六) 聖なるパウロ公會に文

章を寄て聖靈の默示を受けしと云へり(哥前七〇四、撒前四〇八) マテ

問 「マテ」等の心に聖靈の住まふ證據の何なるか

答 (一) 其「杖」の聖靈を「マテ」が為す苦勞を受けしことなり(哥後四〇十一、全六

〇、自四至十)(二) 「マテ」が授けたる救の聖靈とて、其故は由り人間を感

化するの力あり(撒前二〇自五至八、西一〇自二一至七)

問 (三) 「マテ」の「マテ」が不思議なる所作を爲ししことあり(希二〇四、徒二〇四三、全

五〇、自二一至四〇、三、可一五〇、三、十)

問 聖書に神の默示をば之を讀人の義務の何なるか

答 孝行の兒童が其父の命は従ふが如く凡て聖書を讀或は聞者此の書に記載たる

神の命令を循てイエスキリスを信することあり(雅二〇二二、太十七〇、五

約二十〇三二)

問 聖書の外公衆は救の道を願ひすべきものあるや

答 否、聖書は總て救ひを得の要道を載たり故に聖書に載す或は其據て確証せざ

る事の信すべき要道又の救ひを得る必要なる事と爲べからず(大綱六)

問 聖書に總て救ひを得の要道を載たる事を何故知り得べきや

答 (一) 我が汝曹に命する言の汝曹之を増し又の減すべからず(申四〇二)(二) エホ

アの法に全くして靈魂を生かへらしむるあり(詩十九〇七)(三) 汝曹聖書に永

生ありと意て之を探索べし(約五〇三九) 四聖書の汝曹をしてキリストイエ

スを信するに因て救を得しめん爲に智慧を予ふるものなり等の語ばを讀むべ

し(提後四〇十五)

問 何故聖書が信仰の無二の法と云ふや

答 神の聖語なり則ち神の聖旨を顯ひし處の書なればなり故にイザヤ曰く管法律と証詞を求めし人々の云ふ處此書に滿はずば晨光あらじ即ち光りなくして暗黒かるべし(賽八〇三十一)

問 聖書が就てのイエスキリストの教の何なるや

答 (一)イエスキリスト聖書の品行を信仰の法なりと云ひ玉へり(路十〇二六)(二)聖書を聞かざる人の他の救ひの道を知ざるなり(路十六〇二九)(三)凡て人の言傳を以て聖書を加へるもの罪人なり(太十五〇自一至九、可七〇、自一至十)(四)聖書を知ざる者の罪なり(太二二〇、二九)(五)舊約全書ハキリストに就ての事を証しせられたる書なりと(路二四〇二七)

問 聖書の信仰の法なりと「イザヤ」等之を訓誨しや

答 然るに此書を録せざるは神曹をして「イエスの神の子キリスト」なる事を信せしめ之を信之其名は因て生命を得せんが爲なり(約二二〇、三一)(二)信者曹ハ凡て

問 聖書と此書とを比較せしむる路加の示せり(徒十七〇十二)(三)若し汝等が受

てし所を逆らふ福音を汝等が傳ふる者か詛るべし(加一〇、九)(四)パウロ常の如く彼等の中に入り三回安息日をとり聖書の本を彼等と論せり(徒十七〇二)(五)蓋しパウロ聖書を引てイエスのキリストなる事を示し人々の前へてユダヤ人を甚く辨折たればなり(徒十八〇、二八)

問 舊約全書ハ幾巻あるや又何國の語にて始め書記せしや

答 三千九巻ありユダ人より由て「ヘブル」語に記載せるなり

問 往昔の舊約全書と現今の舊約全書との同書ある其証據あるや

答 (一)現今のユダヤ人新約全書を忌嫌て只舊約全書而已を有てり然しイエスキリスト紀元二百八十年前「ヘブル」語よりギリシヤ語に翻譯したるものある故爾れから同一ものなり(二)新約全書を著述したる者の舊約全書より句節を摘要せしものなり(三)昔ハユダヤ人の講義せし聖書の現今用ひし舊約全書の外あらざるなり是亦由て昔時用ひし舊約全書の現今用ひし舊約全書と異なることなし

問 新約全書は幾巻あるや又何國の語にて始記載せしものなるや

答 二十七巻なり八人の(馬太)馬可路加約翰保羅雅各彼得猶太(福音書)の手より由てギリシヤ語に書記せるあり

問 何時此二十七巻の始りて書記されしや

答 此はイエスキリスト(昇天)後凡そ七十年の間記せる書あり

問 最初の新約全書と現今用ゆる所の書と異なる確証の何あるや

答 一往古信者實の著せし書物種々の箇條の証憑あるに因りてなり二聖公會の從來の贊成の由となり三諸國の聖公會と各種分離の教會とを問す皆此書のみに贊成せし是等の其確証なり

問 聖書の道理を了解することを欲し何にすべしや

答 謙遜心を以て神の聖靈の祐導を願ふべし若し其助を受けられし神の事と了解

問 聖書は因て神の聖言とす解は是の由て生ずる所の人々の義務の何なるや

答 こと不能ものなり(哥前二〇自九至十四)

答 義しむ心を以て神の聖言を遵ふべし則ち罪を悔改め一人の教主イエスキリストを信じて其の聖公會即神の國に入べし是人間の義務なり(提後三〇自十五至十七)

問 新舊約全書よ就て信者の義務の何なるや

答 靈魂を養はんが爲日々祈禱を以て聖書を學ぶべし(太四〇四、耶十五〇十六、詩百十九〇十八)

問 機を以て聖書を學べば神より何の利益を受べしや

答 一光と知識を受く(詩百十九〇百卅)二喜悅を受く(徒十五〇三一)三信仰を堅固することを受く(撒前二〇十三)四心に潔くことを受く(約十七〇十七)五幸福を受く(雅一〇自二一至二五)六慰めを受く(撒前四〇十八)七永生の望を堅固することを受く(羅十五〇四)八永生を受く等あり(哥後三〇六)

問 聖書を讀で利益を受んことを望まば如何祈禱を爲すべしや

答 吾儕を教ゆる爲凡ての聖書を記させ給ひし讚美奉るべし主よ此を聞之を

讀み之を注意之を學び之を心よ味ひて養ひとする恩を與へ給ひて主の聖なる  
言の忍耐と保惠に依り吾儕の教主イエスキリストを以て授け給ひし限なき命  
の樂望を懷き固之を保ことを得させ給へ(詩六十枚表)

第三章

イエスキリストを信仰する事 上篇

問 信仰と云言の意味は何なるや

答 他人の証よ由て或件を眞實に信仰することなり(希十一〇一)

問 キリスト教を信仰する意味は何なるや

答 神の証據(約壹五〇九、希二〇四)よ由て神の凡て默示したる事又格別よ  
イエスキリスト小託て救を受る事を堅く信することなり

問 キリスト教を信することの証據は何なるや

答 信者の神の誠めよ從て其一代の恩言と行を正しく守るハ其教を信するの証

據あり(雅二〇自十四至十七、太七〇十七至二十)

問 凡て信者たるもの、信仰の好結果あるものなるや

答 然らず好結果ある信仰とは無き信仰あり好結果なき信仰は死ぬる信仰と稱ふ  
るなり(雅二〇十七)

問 死する信仰の例聖書の中よ明言しありや

答 然り預言者バラム(民廿二〇自十三至十八)ニヒメナヨとアレキサンデル(提  
前一〇廿)(三惡鬼等なり)(雅二〇十九)

問 活る信仰とい何なるや

答 信者の一代の恩言と行を正直く守れば其信仰の活るものと稱ふるなり

問 活る信仰の例聖書の中よ明言しありや

答 然り一アブラハム(創二二〇、自十至十六)ニタビヲ王(母前十七〇、自四五至  
四七)三百人の首長僕の爲よイエスお願ひしこと(太八〇自八至十三)四カ  
ノの婦(太十五〇二八)五賢者あるバルテマイ(可十〇四六)六ステパノ(徒

六〇自五至七)又希十一章中諸種の活る信仰の例あり

問 活る信仰に厚き薄あるや

答 然り(一)厚き信仰(羅四〇廿)(二)大なる信仰(太十五〇二八)(三)信仰の弱き者(羅十四〇一)(四)信仰の薄き者(太十四〇三一)(五)益々信仰(路十七〇五)

問 活る信仰其他の名稱あるや

答 信者の義とせらる、信仰を云ふなり(雅二〇、二二、二三、羅四〇二二)

問 救ひを受ける爲に活る信仰の聖書の中如何例あるや

答 神の子を信する者は永なき生を得ず(一)從ひざる者(二)生を見んことを得じとあり(約三〇十八、三六、全五〇二四、全六〇四十、四七、希十一〇六)

問 神の聖子を信することよ於て何の最も肝要なる事あるや

答 イエスキリスト吾儕の罪の爲に死し給ひて之を贖ひ犠牲に獻たる者あり又吾儕が義とせられん爲に復活らされ玉ひしこと是なり(羅四〇二五、全五〇、自八至十、哥後五〇二二)

問 聖書の中活る信仰に就ての約束何なるや

答 (一)主イエスキリストを信せよ然らば汝及び汝の家族も救はるべしと(徒十六〇三二)(二)神が凡てイエスキリストを信する者よ亡ることなくして永なき生を受しめんと(約三〇自十四至十六、羅十〇九、徒十三〇三八、三九)

問 義とせらる、信仰の審かなる事何ぞ

答 吾儕神の前よ於て義とせらる、こと(一)自己の善行と功勞の爲に非らず唯だ吾儕の主なる救主イエスキリストの功績の爲のみよして信仰よ因るなり故に吾儕唯だ信仰よ因て義とせらる、の極めて正しき教にして最も安慰も満足もするものなり即ち義とせらる、ことを論ずる講義篇内詳かよ述たり(大綱十一)

問 信仰よ由て義とせらる、教の聖書の中に明白かよ記載あるや

答 然り(一)イエス曰く我言をき、我を遣し、者を信する者は永なき生を有ら且つ審判よ至らず死より生か遷れり(約五〇二四)(二)神のイエスを信する者を義とするものあり(羅三〇二五、二六)(三)三人の義とせらる、の律法の行ひか由

非らず唯イエスキリストを信する由なり(羅四〇自一至五、加二〇十六)

問 キリスト教の都ての箇條をイエスが何時又誰お訓誨玉ひしや

答 (一)十二「アポストロ」等に、(二)前後に(徒一〇自一至三)(二)昇天の後、(三)聖なるパウロお默示せり(加一〇自十二至十七)

問 「アポストロ」等のキリストの教を衆人に如何に授けしや

答 (一)言を以て(提後二〇十三)(二)書記したる文章則ち新約全書に示せり(彼後一〇十二、十五、全三〇十五、十六、約廿〇卅、卅一)

問 キリスト教の肝要ある箇條の何の文章お書記しありしや

答 三信經にあり則ち「アポストロ」信經ニケア信經アマナシオ信經之なり

問 如何なる理由よて此三信經を疑がはずして全たく受くべきや

答 是の聖書の最も確實ある証を以て証明せられたるものあり又聖公會の中始より今に至るまで此三信經の箇條のキリストの教の基礎ありと常に確信居る者なり

問 如何なる理由に由て「アポストロ」信經と稱へしや

答 此信經中に「アポストロ」の教を詳かお顯したるものなればなり

問 如何なる理由に因てニケア信經と稱へしや

答 ニケア市街お公會の會議したる時監督と教師等の大抵此信經を編纂し者あり但會議の時の紀元後三百二十五年なり

問 如何なる理由よ由てアマナシオ信經と稱へしや

答 アマナシオの或アレキサン德里ヤ市街の監督(紀元後三百三十年)あり此人の熱心お三位一体の教を授けし者故に此信經の教のアマナシオの書中より採奉たるものなれば是を稱へてアマナシオ信經と云へり

但し紀元後凡四百五十年の頃なり

問 此三信經の區別の如何

答 ニケア信經の「アポストロ」信經よりイエスキリストの神たる性質及聖靈の出たる事を詳細お記載せしものあり又アマナシオ信經の右二信經より三位一体

の教を審かに告示せるものなり

問 公會の「アポストロ」及びニケヤ信經の最も肝要なることを現示すに何の証據を擧ぐらばや

答 公會の凡て公けなる祈禱の集會の時信者一同「アポストロ」信經を大音にて朗かよ誦り又聖餐禮式中信者と共ニケヤ信經を唱たり之公會の風俗なり又聖公會の各種の分離の公會に於ても皆「アポストロ」信經を信用居れり故に其教の肝要あること知るべきなり

### 第四章

耶穌基督を信仰する事

下篇

問 「アポストロ」信經中の箇條の何あるや

答 我の天地の造主能のざる所なき父ある神を信す「我の其獨子我らの主イエスキリスト即ち聖靈よりて孕し處女マリヤより生れボンテナピラトの時苦み

を受け十字架に釘られ死して葬られ陰府より三日目死人中より復活天の昇り、能のざる所なき父なる神の右に坐し彼處より生る人と死せし人を裁判せんが爲に來り玉ふ主を信す

我は聖靈を信す我の普に聖公會聖徒の交接罪の赦免身體の復生永遠に命を信す(禱十四枚裏)

問 信經中於て専ら擧ぐべきことは何事なるや

答 (一) 我と造物を造り玉ひし父ある神(二) 我と總の人を贖玉ひし子なる神(三) 我と都て擇み玉ひし神の民を聖となし玉ふ聖靈なる神を信する事なり(公問百七十二)

問 信仰の肝要なる目的は何あるや

答 眞の神を信することあり(可十一〇二二) 眞の神を信せざる者は愚なるものなり(詩十四〇二)

問 何に由て眞の神の事を學び得るや



答 (一)神の創造玉ひたる物則ち天地間の萬物を見れば神の能と神性とを知りものなり(羅一〇廿)(二)神の默示したる語即ち舊新約全書を學で神の性質の格別人問を愛する心を明かす知るものあり(約三〇十六、約十四〇八、九)

問 何故に神を父と稱ふるや

答 四種の區別あり(一)神は萬物の造主なり(哥前八〇六)(二)神の凡て人々の父なり(徒十七〇二九)(三)神は我儕の主イエスキリストの父なり(約廿〇十七)(四)神はイエスキリストに託り聖靈を興へ給ふて凡て信者曹に義子となる恩を予へ玉へり(羅八〇十五、十六、加四〇五、六)

問 神の能はざる所なきものなる事ハ聖書中何の所ありや

答 イエス曰く神に能はざる所なし(但四〇三五、伯四二〇二、太十九〇二六)

問 神の天地の造主あることの聖書中何れありや

答 (一)元始に神天地を創造玉へり(創一〇二)(二)天と地と海及び其中の萬物を造り給へる活神あり(徒十四〇十五)

問 神の創造たる物を顧みて人々如何なる思慮をなすべきや

答 神の大能力の徳ての事を爲得玉ふ故に萬世の王すきは朽す見ざる一の神に窮なく尊貴と榮光あらん事を人々の切望ふべし(提前一〇十七)

問 イエスと謂ふ言の意味は何なるや

答 イエスとのギリシヤの詞なり其意味ハ救主と云ふ義あり〇其名をイエスと名づくべし蓋其民を罪より救へんとすればあり(太一〇二二)

問 キリストと謂ふ言の意味は何なるや

答 第一禮式ハ香膏油を頭上に沃ぐことなり第二聖書の中キリストと謂ふ深き意味は神に於て定め玉ひしものあり此定め玉ひたることの証ハ香膏油を頭上に沃げることあり

問 イエスキリストと謂ふ名の意味は何なるや

答 此は神に於て定たる救主なり(徒十〇三八)

問 昔時ユダヤ人の中如何ある者ふと此香膏を沃げるの禮式を施行せしや

答 三種の區別あり則ち(一)預言者或ハ學者なり(王上十九〇十六)(二)祭司長即人間の代りハ犠牲を献る者なり(利八〇十二)(三)王即ち人民を治める者なり(母上十六〇自一至十三)

問 イエスキリストの此三の職を共ヨ有チ玉ヒシヤ

答 然リイエスキリストの王ト預言者と祭司長等なり

問 イエスキリストの預言者たるハ於て何事を爲シ玉ヒシヤ

答 學者ヲ就てハイエスキリスト自ら其聖書又使者及聖靈を以て人々ヲ訓誨を與玉ヘリ又預言ヲ付てハキリストハエルサレム城の亡ト世の終の裁判を告す事を預言せり(太五〇一、同二八〇十九、廿、約十四〇二六、路二二〇六、二七)

問 イエスキリスト祭司の職ヲ就てハ何を爲シ玉ヒシヤ

答 凡そ一千八百五十年前キリストの十字架ヲ死シ一次ビ己の身を供て總て世の人の罪の爲メ全ク充チ足る贖の供物とあり玉ヘリ(希九〇十四、二八)イエスは天ハ於て神の右に坐シ永遠ナク存ツガ故メ易ことナキ祭司の職を有て吾曹

の爲メ懇求んとて恒メ生リ(希七〇二四、二五)

問 イエスキリストの王トシテ治る者ハ何なるヤ

答 第一イエスの信者曹の心を治ヒ(哥後十〇五、西三〇十五)第二聖公會を治メリ(弗一〇二二)第三イエスの天地の萬物を掌るものなり(哥前十五〇二七)第四イエスの信者曹を神ト對して王ト爲シ祭司ト爲シ給ヘリ(黙一〇六)

問 イエスの此三の職あるハ對して信者曹の義務ハ何なるヤ

答 第一キリストハ學者なれば其訓誨を受ベシ第二キリスト祭司なれば其贖ハと働作キを信すべきことナリ第三キリストなる王に凡ての事は就忠義を以て従ふべシ

問 聖書の中メ神の聖子の格別なる作働ハ何なるヤ

答 罪人を總ての罪より贖ヒ出すものなり(多二〇十四)

問 贖ト謂フ言の意味ハ何なるヤ

答 價直を與へて失へる物を買戻その意義ナリ

問 イエスキリスト罪人を贖ひて何様ある價直を與へ給ひしや

答 此贖の價直ハキリストの寶き血なり(彼前一〇十八、黙五〇十九)

問 聖書の中ハ贖業人の肝要ある箇條ハ何ぞ

答 贖業人三條の肝要なることあり則ち第一ハ産業を失ひたる人の親族なり第二ハ其失ひたる者の價直を拂ふこと第三ハ其失ひたる者を返戻さしむる事(利二五〇二五)

問 如何イエスキリストハ此三條ハ適當し玉ふや

答 (一)神の聖子イエスキリストハ罪人の兄弟となれり(希二〇自十二至十七、約一〇十四)聖靈由て孕し處女マリアより生れり(二)神の聖旨ハ全く従ふて人の代に己の生命を献り(腓三〇七、八)辛苦を受け十字架に釘られ死して葬られ陰府に下れり(三)失ふたる者を返し則ち罪なきの生命と天國の幸福なる事を人ハ返戻すことなり(希九〇自十二至十五)則ち三日目ハ死人の中より復活り天に昇り万民を眞の神の榮光の下に引導玉へる等はあり

問 何時イエスキリストが信者曹の身ハ此の贖ひの事を全く與へしことあるや

答 終の日ハ活る人と死せし人とを裁判せるとき來り玉ふ日なり(太二五〇三一、提後四〇一)

問 父なる神ハイエスキリストの他別の子あるや

答 否す神ハ其生給へる獨子を世に遣ひし我儕をして彼由て生を得しむ(約壹四〇九)

問 何故に人間を救拯ハんが爲め神の獨子を此世に遣ひし給しや

答 罪に由て誰一人己が兄弟を贖ふこと能はず亦之が爲ハ贖價を神に献ぐること能はず(詩四九ノ七)

問 何故イエスキリスト聖靈由て孕しことが緊要なるや

答 (一)イエスキリスト人間の性質を有つと雖も其實神の聖子あり(路一〇三五)(二)凡て夫婦の間ハ生れたる者の罪ある者あり(弗二〇三)是由て全く罪なき者に非ざれば其贖主とある事能はず(希十〇自五至十)(三)イエスキリストハ神と

人との性質を共<sup>とも</sup>有<sup>も</sup>て<sup>る</sup>神と人との間の全<sup>ま</sup>く媒介<sup>ま</sup>介<sup>い</sup>者<sup>だ</sup>者<sup>ち</sup>なり(希九〇十五)

問 處女マリアの何の國又何の所<sup>ところ</sup>よ何時<sup>いつ</sup>ありしや

答 今<sup>いま</sup>を距<sup>は</sup>ること一千八百九十一年ユダヤ國ヘツレヘム邑<sup>むら</sup>のユダ族<sup>ぞく</sup>ダビデ王<sup>おう</sup>の裔<sup>そと</sup>の處女<sup>むすめ</sup>あり(太一〇一、十六、全二〇一)

問 イエスキリストの處女マリアより生<sup>な</sup>ま<sup>る</sup>、こと吾儕<sup>われら</sup>の爲<sup>ため</sup>よ如何<sup>いかに</sup>ある必要<sup>ひつた</sup>あるや

答 聖子<sup>みこ</sup>の吾<sup>われ</sup>と偕<sup>とも</sup>ふ同性質<sup>せいせいしつ</sup>を有<sup>も</sup>て救主<sup>きうす</sup>となれり(希二〇自十一至十五)又忠義<sup>ちゅうぎ</sup>と矜<sup>あは</sup>恤<sup>は</sup>ある祭司<sup>さいし</sup>の長<sup>なが</sup>となれり(希二〇十七、全四〇十五)

問 ポンテオピラトの誰<sup>たれ</sup>なるや

問 イエスキリストの時<sup>とき</sup>ローマ皇帝<sup>くわいてい</sup>が於<sup>お</sup>て定め<sup>さだ</sup>めたる屬國<sup>ぞくこく</sup>ユダヤ<sup>うだや</sup>の方伯<sup>ほうはく</sup>あり(路三〇一)

問 イエスキリスト、ポンテオピラトの時<sup>とき</sup>辛苦<sup>きんく</sup>を受<sup>う</sup>けしこと何<sup>なん</sup>の辛苦<sup>きんく</sup>を指<sup>さ</sup>すや

答 「バプテスマ」の時<sup>とき</sup>より審判<sup>しんぱん</sup>の時<sup>とき</sup>まで格別<sup>かくべつ</sup>にゲツセマ子園<sup>その</sup>に於<sup>お</sup>て大<sup>おほ</sup>いなる苦<sup>くるしみ</sup>みを受<sup>う</sup>け(太二六〇自三六至四四)

問 ユダヤ人<sup>うだやじん</sup>何<sup>なん</sup>の罪<sup>つみ</sup>よ由<sup>よし</sup>てイエスキリストを法<sup>はふ</sup>衛<sup>えい</sup>へ出<sup>で</sup>訴<sup>たが</sup>しや

答 一ユダヤ國<sup>うだやこく</sup>の法律<sup>ほふりてい</sup>に背<sup>そむ</sup>き神<sup>かみ</sup>を褻瀆<sup>せつとく</sup>ことを言<sup>い</sup>ひ是<sup>こゝ</sup>則<sup>すなは</sup>ちイエス自<sup>みづか</sup>ら神<sup>かみ</sup>の子<sup>こ</sup>と稱<sup>なづ</sup>玉<sup>たま</sup>へばなり(太二六〇自六三至六六)(二ローマ皇帝<sup>くわいてい</sup>に背<sup>そむ</sup>く者<sup>もの</sup>則<sup>すなは</sup>ちイエス自<sup>みづか</sup>らユダヤ國<sup>うだやこく</sup>の王<sup>おう</sup>と稱<sup>なづ</sup>へり(約十八〇自三三至十九〇十六)

問 イエスキリスト眞實<sup>しんじつ</sup>罪<sup>つみ</sup>を犯<sup>お</sup>せしや

答 否<sup>い</sup>ずイエスキリストの全<sup>ま</sup>く罪<sup>つみ</sup>なき者<sup>もの</sup>なり(約十八〇三八、希七〇二六、約壹三〇五)

問 イエスキリスト 葬<sup>はなむ</sup>れ玉<sup>たま</sup>ふこと肝要<sup>かんよう</sup>なる事<sup>こと</sup>何<sup>なん</sup>あるや

答 一イエスの葬<sup>はなむ</sup>られ玉<sup>たま</sup>ふの全<sup>ま</sup>く死<sup>し</sup>るの証<sup>しやう</sup>據<sup>こ</sup>なり(哥前十五〇三)(二イエスの罪人<sup>つみびと</sup>と共<sup>とも</sup>に死<sup>し</sup>して富者<sup>とろもの</sup>の墓<sup>はか</sup>穴<sup>あな</sup>に葬<sup>はなむ</sup>られ玉<sup>たま</sup>ふ時<sup>とき</sup>より七百五十年前<sup>ぜん</sup>の預言者<sup>よげんしや</sup>イザヤの言<sup>ことば</sup>に應<sup>こた</sup>へり(賽五三〇九、約十九〇自三八至四二)

問 イエスキリスト陰府<sup>いんぷ</sup>に下<sup>くだ</sup>り玉<sup>たま</sup>ふと謂<sup>い</sup>ふ言<sup>ことば</sup>の意義<sup>いぎぎ</sup>何<sup>なん</sup>なるや

答 イエス死<sup>し</sup>ると其<sup>その</sup>靈魂<sup>れいこん</sup>の死骸<sup>しかい</sup>より離<sup>はな</sup>れて樂園<sup>らいてん</sup>に即<sup>すなは</sup>ち全<sup>ま</sup>く幸福<sup>しあひ</sup>ある處<sup>ところ</sup>に在<sup>あ</sup>りし玉<sup>たま</sup>

ふあり(路二三〇四三)

問 イエスキリスト死後何日目お甦り玉ひしや

答 ニダヤの數にて三日目(則ち金曜日晝后より日曜日黎明まで)お甦れり是れ自由信者の日曜日を以て主日となせり(約廿〇一、黙二〇十)

問 イエスの甦りの肝要あること何故なるや

答 是を信じて我儕の義とせらる、事を得べし(羅四〇二四)又甦りの我儕信仰の基礎あり(哥前十五〇自一四至十八)

問 甦り日より何日目イエスキリスト昇天り玉ふや

答 四十日目なり(徒一〇三、路二四〇五一)

問 四十日の間だイエスの何を爲し玉ひしや

答 イエスの其弟子等お神の國に就ての事を語り玉へり(徒一〇三、路二四〇五一)

問 イエス神の右に坐するの意味何なるや

答 喩の語なり其意味はイエスの最も高き位と權威を有ち玉ふものなり神の靈あり

るものなれば右左の別あり(腓二〇九、哥前十五〇二五、希二〇八)

問 イエスの現今我儕の爲し何を爲しや

答 イエスの信者の爲し懇求として恒に生て在り玉へり(希七〇二五、全九〇二四)

問 イエスの此世お再び降臨給ふや

答 然り凡て人間を裁判せんが爲し未りの日復び降臨り玉ふ(約五〇二二至二七、彼前四〇五)

問 生る人と死せし人との何を指すや

答 生る人とのイエスキリスト再び降臨玉ふ時此世お存在せる人を指す又死せし人の元始人アダムより主の再び臨り玉ふ時まで死せる人を指すなり(提後四〇一)

問 イエスの何を裁判し玉ふや

答 凡ての人の罪(黙廿〇十二)凡て人の思慮(羅二〇十六)口の言(太十二〇三六)人間一代の行ひ(哥後五〇十、太二五〇三一至四六)

問 現今此世に於て信者曹を後の世の輝の爲に備へる者の誰なるや

答 聖靈なる神の都て擇び玉ひし神の民を聖となし玉へり

問 聖靈の何所へ此備へる感化さを爲し玉ひしや

答 普く聖公會の中よ於て格別よ眞正の信者曹の心の中よ於て感化さを爲し玉へり(哥前三〇十六)

問 普く聖公會の如何なる理由で聖と稱ふるや

答 第一公會の首長の聖なる者なればなり(希七〇二六)第二公會の枝即信者曹の都て潔に居者なり(彼前一〇十五、十六)第三公會の枝の聖靈にて潔くせらるものなり(羅十五〇十六)第四イエスキリスト其公會を潔めさせ玉へり(希五〇二五、二六)

問 聖公會の如何なる理由で普くと稱ふるや

答 第一全世界に至る所なきものなればなり(可十六〇十五)第二凡て諸國よ受ふるればなり(路二四〇四七)第三公會の世の終りまで常よ有るものなり(太

二八〇廿、全十六〇十八)

問 聖靈なる神の何の幸福ある事を公會よ興へ玉ひしや

答 四條あり第一徒徒の交り第二罪の赦し第三身體の甦り第四永なる生等是なり

問 聖徒との何なる意義なるや

答 凡てイエスキリストを信する者「バプテスマ」を受けて聖徒と稱へらるものなり(哥前一〇二)又聖徒の聖靈の助よ由て凡て潔き事を恒よなすべきものなればなり

問 聖徒は誰と共に交際を爲すべきものあるや

答 第一イエスキリストよ由て父ある神と共に(約壹一〇三、七)又聖靈なる神と交はる(約十六〇七)

第二信者は國の内外の隔なく相互に親しく交る(哥前十二〇二六)

第三世を逝たる信者曹と共に交る(希十二〇二二、二三)

第四天の使等(希十二〇二二、二三)

問 罪の赦しの誰の罪を指さそや

答 凡てイエスキリストを信する者の罪の信する日より其信仰を有つに由りて都て其罪の赦さる、者なり(羅三〇二四、二五、全四〇七至二五)

問 身體の甦りどの何なる意義なるや

答 イエスキリストの身體の甦りし如く總て信者曹の身體 即 肉と骨の終の日よ甦らざるものなり(腓三〇二二、哥前十五〇二二)

問 信者も不信者も其身體は終の日甦る事あるや

答 然り(約五〇二八)併し信者と不信者の甦りの有様の大きいなる差異あり(太二五〇四六)

問 甦りの時信者曹の身體の有様の如何なるや

答 イエスキリストの身體の如く朽ざると榮ある強き靈の身體となるものなり(哥前十五〇四二、四四、約壹三〇二二)

問 永なき生の意味の何なるや

答 眞正の信者等は末の世に全き溫和、充分の喜悅、欠なく潔くことを受け彼等の重ねて飢す渴かず而して神彼等の目の涙を悉皆ぬぐひ取り、又死と、悲み嘆き痛患ある事なし(希四〇九、黙七〇十六、全二一〇三、四)

問 此永なき生を受ける者の誰ぞ

答 總て純正の信者曹イエスキリストに從て其手より永なき生を受けるものなり(約六〇四十、太二五〇二二)

問 「アメン」と云詞の意味の何ぞ

答 「アメン」のヘブルとギリシヤの詞あり譯ば然り其意義の信者の心以上の言は賛成することを示すなり(哥前十四〇十六、黙五〇十四、十九〇四)

第五章

神と信者曹と相互の契約

上篇

問 凡てイエスキリストを信する者の初の務の何なるや

答 キリストの定玉ひたる洗禮を受けることなり

但し洗禮式即「バプテスマ」の深意の此問答の十二章より十四章までを照合  
せべし

問 洗禮を受ける時如何なる理由にて信者よ名を告しむるや

答 是の神と共ハイエスキリストに因り約束を爲すの徴しなり

問 約束との如何なることを指ざとや

答 相互の間よ心を確定ことを云ふなり

問 何時信者曹の神と共よ約束をなせしや

答 洗禮を受ける時ハ神曹よ種々の幸福を與へることを約し玉へり又信者の自分  
或は保証人よ因り諸種の義務をなすの約をなすものなり

問 保証人を立るハ如何なる理由なるや

答 第一「バプテスマ」の時嬰兒よ代り約束を爲者なり

第二「バプテスマ」の時保証人の公會よ對して嬰兒よキリスト教を學ぶべし

とを獎勵爲の保証に立者なり

問 嬰兒にして洗禮を受し者の保証人ハ依りキリストハ約したる約束を何時自分の  
口を以て爲すべきや

答 堅信禮の時なり蓋は「バプテスマ」を受し際保証人嬰兒に代りて爲し大切ある  
誓と約を此禮式の際よ自ら堅固く爲る者なり

但し堅信禮式の深意の此問答の十六章十七章を照合すべし

問 壯年の者洗禮を受ける時キリストよ約したる義務を何時自ら行ふべきや

答 洗禮の時より生命を終るまで之を履行ふべし而して其際キリストが約し玉へ  
る幸福を受けるものなり

問 「バプテスマ」の時神の約束よ就て受る幸福ハ何あるや

答 三種の區別あり一ハ肢一ハ子一ハ世嗣とある是なり

問 肢となることハ何なるや

答 肢ハ物の附屬或ハ部分なり縦合ハ指、腕、等ハ身軀の肢なり又枝ハ本木の部分



なり又家族其家主の枝なり

問 公會お就て此枝の喩は新約全書お記載しありしや

答 公會のキリストの體にして又信者曹の各々其枝あり(哥前十二〇二七)キリス

トの葡萄の樹信者の其枝なり(約十五〇五)

問 キリストの肢との如何よして了解得るや

答 キリストと云ふ幹の肢あり譬は木の枝の幹お附屬せるが如し又體お於て肢の

總て頭お附屬したるものおして信者の其頭イエスキリストお附屬したるもの

なり(弗四〇十五、十六)

公會の説明の此問答の第十五章を照合すべし

問 「バプテスマ」の約束の第二の幸福の何なるや

答 子となる事則ち眞の神の子供等となるの義なり(約一〇十二)(羅八〇十五)

問 肢と子との幸福は如何なる關係あるや

答 信者曹の神の子キリストの肢なり斯故に神の養子と成者なり

問 第三の幸福の何なるや

答 世嗣即ち天國の世嗣なり

問 世嗣と養子との如何なる關係あるや

答 我儕もし子たらば又後嗣たらん即ち神の後嗣にしてキリストと偕に後嗣たる

者なり我儕もし彼と偕お苦を受なば彼と偕お榮をも受べし(羅八〇一七)

問 天國と云ふ意味の何なるや

答 天國とのキリストの全公會を謂ふかり現今半ば地は戦ひ半ば勝て天の所お居

れり世の末りお全公會の大いお輝きを現すものなり

問 後嗣となるに因りて持主となる事の現世なるや未來なるや

答 現世即「バプテスマ」を受の時なり(哥前三〇二二、二三)然ども全く所有主と

ある事の復活の後なるべし(彼前一〇四)

問 「バプテスマ」は於て壯年の信者曹何事を約せしや

答 三箇條を約し誓へり其一の惡魔と其總ての所作と當惡世の無益なる奢侈と榮

花又肉の罪ある欲を棄る事第三のキリスト教の總ての箇條を信する事第三は神の聖なる旨は順に其誠を守りて命終る迄此を行ふ事なり(公問百七十一)

問 パテナスの時保証人は嬰兒の代り如何なる義務を約せしや

答 壯年信者曹と聊か異なる事なし

問 約と誓との如何なる區別あるや

答 約との人々相互は公然証人の前は於て約する之を約と云ふ又誓とは神の聖前は於て約する之を誓と云ふ

問 舊約全書に人の他人の爲に誓せる例あるや

答 然りサムソンの母の其子の爲に誓をなせり(士二三〇五)又ハンナの其子サムエルの代り誓をなせり(母前二〇十一)

問 「パテナス」を受るの時第一の約の何なるや

答 惡魔と其總ての所作と當惡世の無益なる奢侈と榮華又肉の罪ある欲を棄ると云ふことなり

問 肉の欲を棄と云ふ言の意味の何なるや

答 或肉の欲に従ざる事を云ふ又物に誘導る、を肯せざる事を示すなり

問 信者等の何事を棄ると約せしや

答 三種あり則ち其一の惡、其二の惡世、其三の肉欲是なり

問 惡魔の所作の如何なるものなるや

答 驕奢(提前三〇六)憎惡(約壹三〇自十一至十五)誑言(約八〇四四)神を蔑む(創三〇二)人を試る(太四〇三)異端の宗教即ち偶像邪神等の邪道なり

(哥十〇十九至二二)

問 誰が惡魔の所作を滅す者なるや

答 イエスキリストなり神の子の顯れる、の惡魔の工を毀たんが爲なり(約壹三〇八、弗六〇十一)

問 惡世との何あるや

答 此世に於てキリスト公會の外其教は反對する萬物の是れ惡世なり(約壹二〇)

十六

問 現世の人の何事を過度に願ふや

答 資貨と位階と名譽と快樂是なり

問 公會問答に資貨と位階と名譽と快樂との如何稱へありしや

答 惡世の無益なる奢侈と榮華なり奢侈は分限不相應る有様を云ふ榮華は外貌の華麗さ有様ふて未來の榮光に比較れば暫時のことにして且無益あり

問 誰が信者を惡世より救済いたすや

答 イエスキリストの今の惡世より我儕を救済出さんとして我等の罪の爲己が身を捨て給へり(加一〇四、約十六〇三三)

問 肉の罪ある欲とは如何なるものを指すや

答 總て吾儕の性質の惡を好むものなるを云なり(加五〇自十九至二二)

問 舊新約全書に惡魔と惡世と肉欲とを拒くべき命令と例あるや

答 第一惡魔(太四〇自四至十) 主イエスキリストの惡魔の心反對して(太十六

〇二三) 又惡魔を拒げ然ば彼れ汝曹を逃去らん(雅四〇七)

第二惡世(希十一〇) 昔時の信者曹信仰に因て惡世を捨たり(但三〇十六、十

八) 或る三人眞の神事金像を拜せず(但六〇自一至二八) ダニエルの祈禱お

頼て獅子の巢窟に投入られて害なかりき(約壹二〇十五) 此世或は此世よあ

る物を愛する勿れ

第三肉慾(創九〇自九至十二) ヌセフの毫も姦淫を爲の心ろなし(加五〇十

六) 靈よ由て行ひべし然ば肉の慾を成こと莫らん(提後二〇二二) 汝少年時の

慾を避べし

問 イエスキリストの肉の罪ある慾に勝しや

答 イエスの性質に罪ある慾の毫も有ざる者なり(約壹三〇五、哥後五〇二二) 此世よ於て凡て信者の後世にキリストに尙事を望む者はキリストの潔きが如く自己から潔すべし(約壹三〇三)

### 第六章

神と信者曹と相互の契約

下篇

問 「パテスマ」の時第二の約束は何なるや

答 キリスト教の總ての箇條を信すると云ふ事あり

問 キリスト教どの何なるや

答 イエスキリスト其十二の弟子等よ訓誨玉ひたる教なり

問 キリスト教の凡ての箇條を如何に略せしや

答 「アポストロ」信經に略記せり(本書第四章の第一問答を見るべし)

問 「パテスマ」の時第三の約束は何なるや

答 神の聖なる旨に順ひ其誠を守りて生命終るまで之を行ふと云ふことなり

問 右の件の聖書如何に記載しや

答 耐忍びて善を行ふ(羅二〇七)又神を悦ばる、者なり(希十一〇五)死に至る

まで忠信なり(黙二〇十)

問 聖書の中、神に悦ばる、者の誰ぞ

答 エノクの神と俱ふ歩む者なり(創五〇二二)又祭司ザカリア其妻エリサベツ

なり(路一〇六)又アラハムなり(羅四〇三)

問 「パテスマ」を受ける時の三の約束を如何に略すべしや

答 悔改、信仰、誠より従ふの三あり

問 眞正の悔改は何なるや

答 神の恩を受け思想變りて其心を改り是より因て一生の行ひ善とあるなり

問 何事よ就き吾等の思想を變更すべきや

答 總て悔改する者の我身よ罪あることを悟覺て是を悲み又是を捨る事によりてな

り

問 聖書に誰が眞の悔改をなせし例あるや

答 第一ダビデ王(母後十二〇十三、詩五十一)第二マナセ王(代下三三〇自十

一至十六)第三ペテロ(二二〇六二)第四放蕩息子(路十五〇自十七至二二)

第五稅吏者(路十八〇十三)第六ザアカイ(路十九〇八)第七、十字架に釘られ  
たる罪人(路二三〇自四十至四三)

問 如何なる理由にて罪を悲み忌嫌ひ捨べしや

答 罪の神の聖旨に背くものなればなり

問 虚の悔改の何なるや

答 惡を行ひの苦難結果を見て己が罪を悔る者あり

問 聖書に誰が虚の悔改を爲せし例あるや

答 第一カイン(創四〇自十三至十五)第二バロ(出十二〇三一至三三)第三サウ

ロ(母前二四〇十六至二二)第四アハブ(王上二二〇二七)第五イスカリオテ

のユダ(太二七〇三至五)第六エサウ(希十二〇十七)

問 人が救ひ得る爲に如何なる理由にて悔改の欠べからざるものあるや

答 神が悔改を命ず(徒十七〇三十)第二イエスキリストの命令に因て(太四〇

一七)第三悔改の信仰と共にあるものなり(可一〇十五)第四永なき生を得爲

に(徒十一〇十八)第五罪を抹る、事を受る爲に(徒三〇十九)

問 信者の其約せし事を必ず行はんと思ふや

答 然り神の扶けに頼りて之を行はん又天の父教主イエスキリストを以て信者を

救の道に召玉ひし事を眞實に謝し又命終る迄此道を離れざる恩を與へ玉ん事

を祈る(禱文百七十二)

問 保証人の「バプテスマ」の時小嬰兒の爲に誓約を爲して其嬰兒成長せし後も猶其

約を守るべきの義務あるや

答 然り其理由は第一凡て人々性質に基き此同じの嬰兒の利益を受る爲に約を爲

べき權力ある事第二此約束よつて神之を守り玉ふ事則ち聖書及び恩恵を受る

の手段を公會中の總ての人々より與へ給へるなり

問 何故に然りと云や

答 承諾せし熱心なる意を示すことなり

問 何故神の扶けに頼りてと云言を稱ふるや

答 第一吾儕自ら扶くる力なき者あればなり(約十五〇五)

第二總て神を頼む人の力は即ち神なり(腓二〇十三、全四〇十三)

問 此救の道に召玉ひしと云言の何なるや

答 神が恩に頼りて信者を公會の肢と召し玉へり故に信者死に至まで忠信なれば永りかき生を受ける者あり(黙二〇十)

問 何事を頼めば信者の救ひの道を分離ざる者なるや

答 神の與へ給ひたる恩に頼る故なり(弗二〇八)

問 神の與へ玉ひたる恩の何を云ふや

答 神の聖靈の扶助なり

問 此恩の如何にして受へべきや

答 格別の祈禱に因り則ち私の禱と(路十一〇十三)又公の禱(希四〇十六)

第二聖書を讀(約五〇三九)聖書を聽(雅一〇二二)第三一回堅信禮を受け而して後常に晚餐を受ことなり第四又キリストの命に從て義の行ひと怒みを垂

ることなり(約十四〇二二、三三)

### 第七章

神に對せる信者の義務(十誠自一至四)

問 「バプテスマ」の時第三の約束の何なるや

答 神の聖なる旨に順ひ其誠を守りて命終る迄此を行ふ事なり

問 神の誠の幾何あるや又何を指すや

答 十箇條あり(一條より四條迄)神に對して行ふべき事を示す五條より十條迄の隣人お對して行ふべき事を示すあり

問 神に對して四の誠を略して云へ何なるや

答 第一禮拜するの目的第二拜する方法第三禮拜するの心を顯す第四禮拜するの時を示す

問 神の十誠の何の書物に記載あるや

答 舊約全書の出埃及記二十章にあり

問 誰が此 誠を命せしや

答 眞の神なり其事實のイスラエル人をエジプト國より佑引き玉ふとき曠野のサ

イナイ山の下於てモーセよりて命へ玉へり(出廿〇、十九、二十)

問 此 誠の其文字は願ふべきや或の其主意は願ふべきや

答 惟よ文字のみならず亦其主意は願がふ最も緊要なり(太五〇二二、二二)

問 十誠の第一は何罪を禁せしや

答 第一神なきの異端第二多の神を拜する事第三神より外の物を愛敬事なり

問 聖書に神なきの異端を何と云や

答 愚者は心のうち神なしと謂へり

問 誰か神より他の物を愛敬ふ罪を作べきや

答 例へば客舎の人の神よりも金を愛敬へり又高慢る者の神の賜へ玉へる名譽より人の與ふる名譽を好愛るものなり又酒色に沈溺人の神よりも情慾を愛め

るものあり

問 十誠の第一は何義務を命せしや

答 第一神を識べき事(約十七〇十三)第二神を信すべき事(希十一〇六)第三神を

怖るべき事(太十〇二八)第四心を竭し精神を竭し意を竭し力を竭して神を愛すべし(可十二〇、三〇)第五命終迄忠義を以て神に事ふる事あり(約壹五

〇三)

問 十誠の第一第二の間は何の區別あるや

答 第一人間の禮拜すべき物を示なり即ち眞の神のみ拜すべき事を命せり第二眞の神を敬奉ふて偶像杯を拜せざる事を命せり

問 十誠第二の誠は何を禁じあるや

答 第一造物主の性質は人間の性質に同等ありと謬り思ふ事なり(詩五〇二二)第二總て見ゆる物を平伏して拜の謬なり則ち見ゆる物は偶像、守札、書像と祖先等なり第三神を敬ふものイエスキリストの外の媒介者を信するの謬あり

(提前二〇五) 第五十箇の授を願ひことを禁するあり

問 第二の誠め則ち上の天、下の地或の地の下の水の中にある總ての物と云ふ言の何を指すや

答 上の天視ざる物則ち三位一体の神と主イエスキリストと天の使ガブリエル、ミカエル等と天よ於て現物則ち日月、星等を指すなり、下は地、活る物則ち人間或の禽獸、蟲、魚と不活物則ち石等を指すなり、地の下の水の中の名高き人の死せし靈魂例バ信者ある處女マリア、エセフ及十二使徒等或は不信者なる則ち釋迦、孔子、老子など又想像亦由て雷神、龍宮と其他諸種の佛像等を云ふ凡て其等の偶像を作り之を拜すべからず

問 イエスキリストの母と親族と弟子と十字架の偶像又の聖餐のとき祝したる麪と葡萄酒を平伏して崇奉るの是しきや

答 此事の總て十誠の第二は違背ものなり

問 天の使等又天よ在る世を逝たる信者よ拜跪して崇奉る事の是しきや

答 此事も十誠の第二は違背ものあり

問 十誠の中第二の何勤を命せしや

答 第一靈と眞を以て神を拜すべきことなり(約四〇二三) 第二神よ謝し奉るべきことなり(弗五〇二十) 第三全く心よ神を信すべき者なり(箴三〇五、六) 第四私と公よ神よ禱へべきあり(羅十〇、十二、十三)

問 何故吾曹此誠よ従ふべきや

答 第一神の造物主あり故に万の物の王あり又人間よ生命を與玉へり是も由て吾等神の命よ順ひ之を拜ひべし(詩九十五ノ六) 第二神の吾等を贖ひ助て値を以て買玉ひたる者なれば吾等の魂と体己のものに非ず神のものなればなり(哥前六〇二十) 第三神が其榮光を外の者よ與す又其名譽を偶像に與給ひざるなり(賽四二〇八)

問 父の罪を三四代の子よ至まで罰しとの如何なる子供よ就の事あるや

答 親の惡しき例よ從ひ神を忌嫌子供を指すなり(結十八〇、自一至三十)



問 若子供悔 改て父の悪行ひお従ざれば父の爲に神より罰を受へまや

答 必ず必ず神の約たる恩恵を受者なり(結十八〇二十)

問 神の約束の何なるや

答 神を愛み神の法律を守る者おの千代に至るまで恩を與ふればなり

問 神の性質を此誠によて如何して會得るや

答 神の罪人の死を欲み給はず悪より轉り生活事を欲み給ふなり(結三三〇十一、

彼後三〇九)

問 十誠の第三の汝の神ニホハの名と謂ふ言の何を指すや

答 聖書の中は神の名は神の凡ての有様と其性質を示せるものなり(約七〇六、十

一、十二、二六、創三二〇二七)

問 十誠の第三の何の罪を禁せしや

答 第一父なる神聖子なる神聖靈なる神を濫り稱る勿れ第二考へなく或の詐り

て肝要なる約と誓を爲す事勿れ(太十四〇七至十)第三考へなく神は祈禱と讃

美を爲事勿れ第四公會の事を嘲笑且聖書を輕忽する事勿れ(弗五〇四)第五神の聖名を他のものに稱ふ勿れ(賽四二〇八)

問 十誠の第三の何の命じあるや

答 凡て神の性質と有様と努力と聖書と公會と神は附屬ものを尊敬すべきことなり

問 妄りお其名を云者を罪なしと爲ればなりと謂ふ言の意味の何なるや

答 此世の終の裁判の日に此誠は背ける者の罪人として刑罰を受べきものなれば

なり

問 十誠の第四は何事を命せしや

答 神を崇奉る爲め毎週六日の間熱心な職業を勉強して第七日目より一日休業をな

し此日を以て靈魂を養ひ或の神を拜み或の隣人を怒む事をあすすべきことなり

問 何故昔時ニダヤ人の一週間の七日目即ち安息日を常守しや

答 第一神が此世を創造して七日目お安息玉へばなり(創二〇二)第二の神の誠に頼

り則ちニダヤ人エジプトより導き出されし証として(申五〇十五)又ニダヤ人

の神の撰玉ひたる民の証として此の三つ(出三一〇十七)

問 神は幾日を以て此世界を創造り玉ひしや又其順序の如何なるや

答 六日の間即ち 一光 二穹蒼 三乾る土と草木 四日月、星 五魚、鳥 六獸、

匍匐物、人 又七日の安息日なり(創一〇)

問 何故現今の信者曹の一週間の第一日目よ安息日を守りしや

答 第一我儕の主イエスキリスト死人の中より甦りし日を記ゆるため(太二八〇

一至七) 第二聖靈の降臨の一週間の第一日目なれば其証として(徒二〇一)第

三使徒曹又其時代の信者曹其日よ神を拜の爲ふ集會て之を主日と稱り(徒廿

〇七、哥前六〇二、黙一〇十)

問 十誠の中第一より第四の誠を簡單よ言ば如何なるや

答 第一忠義を以て神よ事ることなり第二眞實なる心を以て神を奉拜事なり第三

常ふ凡て神の物を崇敬事なり第四靈魂を養へんが爲安息日を守事あり

問 神よ對して信者の爲すべき事の何なるや

答 神に對してなすべき事の神を信じ神を敬畏れ心を竭し意を竭し魂を竭し力

を竭して神を愛み又神を拜み神よ謝し一心を以て神よ頼み神に祈り其聖ある

名と言を敬ひ命終るまで眞實を以て神よ服事することなり(公問百七十五)

### 第八章

人よ對する信者の義務(十誠五至十)

問 十誠の第五より第十迄は如何なる教なるや

答 單簡よいへば隣人よ對して吾儕の義務をなすべき教あり

問 隣人よ對して信者のなすべき事の何なるや

答 隣人よ對して爲べき事の自己を愛する如く隣人を愛し自己人よ爲られんと

欲ふ事の之を人よかし我父母を愛み敬ひ助け且皇帝と官員を敬ひ之を隨ひま

た總て我司長、師匠及び牧師、會師よ服し總て我より貴者に謙りて敬ひ我

言と行を以て人を害する事なくすべて世の交りの眞實と正義を以てし心に

怨み悪む事を置ず我手窃盗み我舌悪言虚言譏言ことを戒み身を謙めにして眞操を守り他の物を欲み貪らずして我生命を養んが爲に義しく學び職業を努力め又神の定め玉ひし處の身分に於て我職分を竭すことなり(公問百七五)

問 隣人との誰なるや

答 凡ての人々又格別お面會せし者なり

問 或人イエスキリストお尋問しよ吾が隣との誰なるかと其時きイエスの答の何あるや

答 イエス答て善サマリヤ人の喩を云り(路十〇二五至三八)

問 十誠の第五より十迄の誠の肝要なる道理をイエスキリストの如何に仰られしや

答 都て人に爲られんと欲ふ事の汝また人おも其如くせよ是法律ありと(太七〇十二)

問 聖あるパウロの五誠より十誠迄の事件お就何を云れしや

答 夫姦淫する勿れ殺す勿れ竊む勿れ妄りの証を立る勿れ貪る勿れと曰る此餘な

は誠あるとも己れの如く爾の隣を愛すべしと曰言の中お包たりと云へり(羅十三〇九)

問 五より十までの誠を遵守の注意の簡單おしへば何あるや

答 私慾なき心を有つべし

問 十誠の中第五の意義は何なるや

答 親を愛し親に導ひ親を尊敬ひ親を扶助るの四あり(弗六〇一、二、箴二三〇自二三至二五、結三〇二十)

問 第五の誠の親等お而己對することなるや

答 否す惣て兩親お代りて己を保護るものを尊敬ふべし即皇帝と官員と師匠と主人等又凡て我より貴者お對する事なり(羅十二〇自一至六、弗六〇五、六)

問 聖書の中誰が此誠お順ひし例あるや

答 吾儕の主イエスキリスト(路二〇五一)ナザレに歸りてイエス彼等お從ひ居り

問 新約全書おパウロ此誠お就て何を言しや

答 爾の父母を敬ふべし約束を加へたる誠は之を首とす是爾が福を得たる地の

上ヨハネの壽長ヨハネからん爲なり(弗六〇二二三)

問 都て此誠マテは從ふ兒童の現世マテは於て皆約束マテは就て長命マテせしや

答 否マテ或孝子ありて此世マテを早く逝りても天國マテは於て永マテなる生マテを得者あり

問 十誠マテの第六の何の惡マテの事を禁マテせしや

答 第一他人マテは對して或の心マテ或の身體マテは殘酷マテことをなすことを禁マテせり第二都て殘酷マテことの理由マテは則ち憤怒マテ、卑賤マテ、復讐マテ、惡醜マテ、嫉妬マテ、怒恨等マテを禁マテせり第三恣マテに他人マテを殺害マテし及び自殺マテする事を禁マテせり

問 イエスキリストの十誠マテ第六の誠マテを如何説明マテせしや

答 イエス曰く凡て故なくして其兄弟マテを怒る者マテの審判マテは干らん又其兄弟マテを愚者マテよといふ者の集議マテは干らん又狂妄マテよといふ者の地獄マテの火マテに干るべし(太五〇二二)

問 十誠マテの第六の何の義務マテを命マテせしや

答 凡て他人マテは對して吾儕マテ仁愛マテを爲マテべし則ち思慮マテと言語マテと品行マテを以て之マテを爲マテすべし

問 思慮マテの如何マテは仁愛マテを他人マテは顯マテし能マテべきや

答 一他人マテより害マテを受マテとも赦容マテすべし二他人マテの利益マテを受事マテを悦マテぶべし三他人マテは對し親睦マテの心を有マテべし四他人マテの辛苦マテを慰マテみ考マテふべし

問 言語マテの如何マテは仁愛マテを他人マテは顯マテし能マテべきや

答 一譏者マテは對しては温和マテは答マテへ或の是マテと言争マテふこと勿マテれ二少マテき軟弱者マテは對しての温和マテを以て勸マテめ或の導マテくべし三辛苦艱難マテは居る者マテを慰マテめ或の慰マテみの言マテをさすべし四都ての者マテに温和マテの話を交マテべし

問 品行マテの如何マテは仁愛マテを他人マテは顯マテし能マテべきや

答 一貧乏マテ、病患マテ、災難マテ、等マテは遇者マテは需用品マテを施マテすべし二我身マテを捨て他人マテを扶助マテすべし

問 第六の誠マテに就てイエスキリスト何の教マテを授け玉マテひしや

答 我爾曹は告ん爾曹の敵を愛み爾曹を誣ふ者を祝し爾曹を憎む者を善視し虐遇迫害者の爲に祈禱せよ

問 聖なるパウロ第六の誠お就て何を云しや

答 汝の敵を報ゆる勿れ汝の敵若し飢なば之は食のせ若渴かば之に飲せよ惡小勝る、勿れ善を以て惡に勝べし(羅十二〇十九、二十)

問 十誠の第七の何事を禁せしや

答 凡て猥褻なる事則ち思慮と言語と品行等に就てなり

問 何故猥褻なる思慮を禁ずると云ふや

答 イエスキリストの訓誨は由て言へり則ち我汝曹に告ん凡そ女を見て色情を興す者の心の中お奸淫したるなり(太五〇二八)

問 猥褻の思ひを何故お禁せしや

答 惡しき行ひの凡て惡しき思ひより來ればなり(雅一〇十四、十五)

問 聖書の中は猥褻の言を禁じありしや

答 然り凡て汚れたる言を汝曹の口より出す事勿れと(弗四〇二九)

問 十誠の第七は何事を禁せしや

答 潔く身を慎んで醉酒なく過食なく操節を失ことなく又隣人をも同じく此の如く助け保護べし

問 十誠の第八は何事を禁せしや

答 都て不正事則ち一竊盜二放蕩三主人の光陰及所有品を費四方外お浪費(五賣買上即ち豫價、推折、度量衡、欺賣等)よて他人を欺く事六返却す目途なくして金穀を借用こと七隣人の困苦あるをも不拘ずして苛酷待遇ひを爲すこと等を禁せり

問 十戒の第九は何事を禁せしや

答 凡て眞實なき言又隣人を妨害ぐる言ば等を禁せり

問 如何なる言が隣人お對して害けあるや

答 (一)隣人を誹謗(二)品行と其目的を非難する事

答 (一)隣人を誹謗(二)品行と其目的を非難する事

問 十誠の第十の何事を禁せしや

答 (一)吾人の情状常は不安心な居事(二)隣人の繁昌なる事を羨む事(三)凡て私慾心を起す事等を禁せり

問 誰が十誠の第十は違背することを知り得るや

答 眞の神のみ之を知り玉へり而して之は違背ことの心の衷の罪惡なり

問 此六誠を約語は言得や(第五より第十迄の誠を簡單に言ひ得らるべきや

答 第五の誠の人倫を傷ること勿れ第六の誠の隣人より對して害を爲す勿れ第七の誠は己れの身體を穢せ勿れ第八の誠は手を以て不正の事を爲す勿れ第九の誠の口を以て詐る勿れ第十の誠の思ひを以て貪る勿れ等なり

問 十誠は何の肝要なる教を學ぶや

答 (一)眞の神の全く聖者なり(二)都て人間の有罪者あり(三)罪を贖ふ爲に救主イエスキリストの血の尤も肝要あり

問 何故に信者曹の十誠を守るべきや

問 十誠の第十の何事を禁せしや

答 (一)イエスキリスト其教は十誠を守る事を命じ給へり(太五〇)(二)聖なるパウロ數萬人に向て十誠を守るべしと命せり(羅十三〇八至十)(三)信者等の義務のキリストの軌範に従ふべしキリストの自ら常に十誠を守り玉へり是に由りて信者の猶更堅固之を遵守るべし

問 如何にイエスキリストの十誠を單簡に言給ひしや

答 汝心を竭し精神を竭し意を竭し力を竭し主なる汝の神を愛すべし此第一にして大なる誠なり第二も亦此に隣人を愛するの自己の如くすべし總ての法律と預言者は此二の誠に依り(太二二〇自三七至四十)

問 公會の中は十誠の肝要なる事の如何して指示べきや

答 聖餐禮式は常に此誠を誦り

問 イエスキリスト何の新しき誠を弟子曹に命じ給ひしや

答 吾新しき誠を爾曹に予ふ即ち爾曹相愛すべし我爾を愛する如く爾曹も相愛す

べし(約十三〇三四)

問 十誠ハ外部計りに順ふより心より之ハ順ふハ最も肝要なるや

答 若し心ハ順ハざれば外部の品行ハ益なきものなり(母前十五〇二二、二三、

賽二九〇十三、十四、結三三〇三一、太十五〇七至九)此民ハ口ハて吾ハ近き

唇にて吾を敬へども其心ハ吾ハ遠くとの言あり

問 如何して神の誠を守る力を受くべきや

答 謙遜の心を以て日々聖靈なる神の救助を願ふて格別なる恩を受べし

問 格別の恩との何なるや

答 我儕恤をうけ機ハ合ふ助となる恩恵を受ん爲ハ憚らずして恩寵の座ハ來るべ

し(希四〇十六)其意味ハイエスキリストを信じて疑ハず父なる神より祈禱を以て助を請ふべし

問 公會の集會の時如何して十誠ハ逆ハ罪の赦を請しや

答 各誠を聞て信者と共に主ハ我等を怒み此律法を守らんが爲めに我等の心ハ感

第九章

信者の祈禱の義務

問 公會問答ハ自己の力ハて十誠を守る事を爲し得べからずとの言ハ何を指しもの

なるや

答 信者の都て善を爲すべき力なき事を指すなり

問 善を爲すべき力なき事と惡に傾く事ハ凡て人間の性質なるや

答 然り吾曹の祖先あるアダムの罪ハ陥る時より吾曹皆此の惡き性質を繼續ける者あり

問 惡き性質を如何して矯正し得べきや

答 眞の神の恩恵即其助ハ依りて矯正し得べし

問 神の特別なる恩恵に非ざれば其命令ハ従ふ事能ハざるを知べしとの言ハ何を指しものなるや

答 凡て人間は銘々眞の神の恩恵を受けること最も肝要なることを指示せり

問 神の恩恵を受ける方法は何なるや

答 其恩恵を受けることを常々怠らず懇求すること我儕の爲すべき務義なり

問 或人如何に神に懇求ふ可きや

答 毎事毎祈禱をし且感謝して己が求むる處を神に告げし(腓四〇六)

問 祈禱の深き意味は何ぞ

答 人の靈魂の創造者乃ち眞の神を探り得るを求むるの祈禱なり(詩四二)

問 祈禱を爲の肝要なる事は何ぞ

答 第一神あるを信じ且神の必ず己を求むる者よ報賞を賜ふ者なるを信すべければなり(希十一〇六)第二己れの足ざるを悟るべし(雅一〇五)第三神の約束を信すべし(可十一〇二四)第四都て神の旨は適ふ事を求むべし(約壹五〇十四)第五眞の心(路十八〇十三)第六潔白の心(雅四〇三八、詩六六〇十八)第七謙遜ある心(彼前五〇五、六)第八厚き祈禱(雅五〇十六)第九祈禱を常すべし

(路十八〇二)第十獨の中保イエスキリストを信じて禱べし(提前二〇五、約十五〇十三)

問 公に集會りて神に祈禱するの信者の義務あるや

答 會集を輟る或人よ効ふことなく共に相勸めよ(希十〇二五)イエスキリスト會

集りて祈禱する事を命せり(太十八〇十九、二十)「アポストロ」の時より信者

の慣習あり(徒二〇四二、全廿〇七)

問 新約全書に信者各々の家内の祈禱の何の例あるや

答 エマサ村の往きイエスキリスト或る家に祈禱れり(路二四〇卅)エルサレムの

マニの母の家は信者會集會て祈禱せり(徒十二〇十二)

問 私かの祈禱は信者の義務なるや

答 然りイエス曰く汝が禱る時密かある室に入り戸を閉ぢて汝の父即神に禱れ

(太六〇六)

問 イエスキリストの私の祈禱の例を與給ひしや



問 答 然り第一、人々所行とて禱玉あり(可一〇三五)第二祈禱の爲、山に行きて禱玉あり(路六〇十二)第三ゲッセマリの園にて祈り玉へり

問 新舊約全書に神は私に禱りし人の誰あるや

答 第一アブラハム(創十七〇十八)第二アブラハムの僕(全二四〇自十二至五六)第三ヤコブ(全三二〇自二四至卅)第四モーセ(出十七〇十一、全三三〇十三)第五ハメナ(母前一〇十)第六サムエル(母前八〇六)第七ダビデ(母後十五〇三二)第八ダニエル(但六〇十)第九ニルチリチ(徒十〇二)第十パウロ(哥後十二〇八)第十一アゲル(箴卅〇自一至八)第十二ヨナ(約二〇一)第十三ヤハツ(代上四〇十)第十四ソロモン(代下一〇七至十)第十五アサ(代下十四〇十一、十二)

問 日々幾度祈禱せるや

答 心は絶えず神に祈るべし又格別、朝夕之を祈るべし(但六〇十、撒前五〇七、詩五五〇十七)

問 聖書の中、神の人々、祈を勤め玉ふ事の何なるや

答 第一神常に祈禱を聞き、聖旨に適せたまふ事(賽六五〇二四、約十五〇七)第二神の許お近づくべき道を備へあること(約十四〇六、希七〇二五)第三祈禱する者の爲、父の前お仲保人あり(約壹二〇一)第四聖靈の吾等の禱るべき道を知らる心を助るものなり(羅八〇二六)第五神が聖書の中お祈禱する者お大なる約束を與へ玉へり(太二二〇二二、同七〇七、八、約十四〇十三、十四)第六義人の厚き祈禱の能力ある者あり(雅五〇十六、十七、王下三二〇二四、徒十二〇五)

問 舊約全書に定めたる祈禱文あるや

答 然り第一殺人の罪を赦すの禱(申二二〇八)第二産物を獻る文(申二六〇自三至十)第三、十分の一を神に獻る文(申二六〇十四、十五)第四祝文(民六〇自二三至二七)第五種々の祈禱あり(民十〇三五、三六)

問 猶太公會の如何なる祈禱を用ひしや

答 舊約全書の詩篇は神を崇奉する祈禱歌あり(代上十六〇七)

問 イエスキリストの世に於て定たる祈禱文を用ひしや

答 然りイエスのエルサレムの殿及處々の禮拜堂に於てユダヤ人と共に神を拜して定めたる祈禱文を用ひ給へり(路四〇十六、十七)又イエスの其弟子に祈禱文を授け玉へり(路十二〇自一至四)

問 新約全書の中何の節のキリスト公會に定めたる祈禱を指そや

答 詩と歌と聖靈は感じて作れる賦なり(弗五〇十九、提前三〇一)頌告、祈禱、懇求、感謝なり(提後一〇十三)眞の言の模楷を有つべし(提後一〇十三)

問 キリスト公會の元始より現今まで祈禱文を有らしや

答 然り信者等の公けは集會せし時過半の祈禱文を用ひたり(一三三)

問 公けの集會は祈禱文を用ひて何の利益あるや

答 第一凡て集會たる信者の祈禱の前は其願を知て共一心を和合せらるものなり(太十八〇十九)第二若し祈禱文なければ信者の教師の氣隨に任すべし第三教師

及信者の集會に定めたる禱を以て高聲し神を尊び敬ふべし第四公會の各國の所々へ集會りて同禱文を用ひ心を和合せて神と同じく禱ものなり之則ち聖徒の交接あり第五定りたる禱文を讀み信者曹眼を他へ觸ざるなり是思ひの定まれる者なり第六聖公會の祈文の數百年の間有名なる信者曹の編輯せしものなれば之より外に一人も著明しき禱文を作為專克のざるあり

問 日本聖公會の公けの集會は禱文を用ゆるや

答 然り聖公會禱文と云ふ書を用ゆるあり該禱文は英國聖公會の禱文を翻譯せしものなれば大抵相等しきものあり又其禱文の語は専ら聖書の主意に適當せるものあり

問 イエスキリストが其弟子曹と與給ひたる禱文は何ぞ

答 主禱文なり(太六〇自九至十五、路十一〇自一至四)

第十章

信者の祈禱の例則ち主禱文の事

上篇

問 主禱文に如何程の區別あるや

答 五種あり一) 神の聖名を呼稱こと二) 神の榮譽よ就て三) 懇求三) 吾儕の糧の懇求  
(四) 吾儕の罪と危険に對して三) 請願(五) 終りの頌美の詞なり此願ひの皆七つ  
あり

問 何故此禱に神を父と稱ふるや

答 第一) イエスキリストを信する吾儕皆神の子とされり(約一〇十二、十三) 第二) 神の恩恵よ由て凡て信者の神の養子なり(羅八〇十五、加四〇五、六) 第三) 吾儕慕ふ心を以て神の許よ近接くべし(約壹三〇二二至二三) 第四) 神の世の父の如く其子を養ひ顧み慰しめ怒み給へり(希十二〇九至十、詩百〇、三、十三)

問 何故神を吾が父と云ずして吾儕の父と稱るや

答 第一) 隣人は對して私慾の心を止めて互に相愛するの心を守るがゆゑあり  
第二) 凡て信者の神の同胞子あるが故なり

問 天に在すとい何の意味あるや

答 第一) 神の最高尚位を尊敬し謙遜りて之を拜すべし(希十二〇二八) 第二) 父の住み玉ふ處の必ず後吾曹の居處なり(腓三〇廿) 第三) 此世の物を求めず天に在るものを求べし(西三〇自一至五)

問 神の榮光よ就て第一の願ひの何なるや

答 聖名を聖ならしめ給へと

問 神の聖名と云ふ言の意味の何あるや

答 神の凡ての性質及諸徳と其有様を含蓄めるなり

問 聖ならしめ玉へと云ふ言の意味の何ぞ

答 都て衆人は思と言を(行)とよ就き眞の神を尊敬ふ事を願へり(彼前三〇十五、  
羅十五〇六、太五〇十六)

問 神の榮光よ就て第二の願ひの何なるや

答 聖國を臨らせ玉へと

問 聖國と云ふ言の意味は何なるや

答 新約全書は天國或の神國或の基督國と稱ふるの同じ意なり則ち此世は於て總キリストに由りて眞の神の國の民なり

問 何故神は順ふ人々の國と稱ふるや

答 神が其恩恵は因に聖書及聖靈を以て凡て信者の心を掌せり故に恩恵の聖國と稱ふるあり

問 聖國を臨らせ玉への願ひは何なるや

答 三種あり一神の恩恵の我心則ち恩恵と言語と品行等を掌せる事を願ふ(路十七〇二二)約壹三〇十八十九又キリストをして信仰よ由て吾曹の心は居しめ玉ふこと(弗三〇十七)二此世は於て萬民の神を悟る知識に充されたるものなり(哈二〇十四)又神の眞の道を披露せる爲福音を宣傳へる者増加の事(太九〇三八)又キリスト公會の凡て諸國の人々を包涵る事を懇求へり(黙十一〇十五)三キリストの輝ある國の顯ることを懇求へり(提後四

〇一)又吾儕凡て主の聖なる名を誠信じて世を逝りし者と共よ身体と靈魂は於て主の永遠なき榮光の中に全く快樂を得事を懇求ふ(撒前四〇十三至十八)乃ち聖徒の快樂の天に住める有様を謂ふなり

問 神の榮光成就て第三の願ひは何なるや

答 聖旨の天に行はる、如く地にも行はれしめ玉へと

問 此言の意義は何なるや

答 都て人々の神の聖旨は全く従ふ心を有することを希ふべし

問 神の聖旨を如何して知得るや

答 四種あり一新舊約聖書よて之を知べし(提後三〇十五)二聖靈の人の心を誘導ものなり(約十四〇二六)三潔き良心の証せる由なり(太六〇自二六至三三)四神が萬物を掌り給へる状態を回顧べし(太六〇自二六至三三、徒十六〇十)

問 神の聖旨に對して吾儕の義務は何ぞ

答 第一謙遜と耐忍と神の聖旨よ信任等なり(太二六〇三九、徒二二〇十三、十四)

第二熱心に従ふべし(約壹五〇二、三)

問 誰が天に於て神の聖旨を行ひしや

答 (一)聖なる天の使曹(二)全ふせられたる義人の靈魂(希一〇十四、全十二〇二、三、二二三)

問 人間は眞の神の聖意よ悖背能力あるや

答 然りイエスキリストの執を受ざる人の神の聖意よ背けり(路七〇卅、徒七〇五)

(一)

問 常に神の聖意よ逆らへば如何なる報を受るや

答 彼等主の而と其勢の榮光より離れて窮なき亡びの罰を受るなり(撒後一〇九)

問 新約全書の中神の聖旨を明瞭に指す節は何あるや

答 (一)諸の人救びを受け誠を悟り得るの神の望み給ふ處なり(提前二〇四)(二)神の聖旨の爾儕の聖事即ち姦淫せざることを之なり(撒前四〇三至七)(三)常に悦び

絶す祈禱凡ての事感謝すべし之れイエスキリストに由て爾曹よ求め給ふ神の聖旨なり(上同五〇十六至十八)

問 神の榮光よ付て第三の願ひの何を求むるや

答 (一)神の聖旨を知る事(二)神の聖旨を知て従ふ能力を願ふ事

問 神よ付て三の願ひの意味の公會問答は何の言ばあるや

答 我と總ての人の爲べき如く主を拜み主よ服事主よ願ふ爲よ恩みを下し玉ふことを希ひ奉るなり

### 第十一章

信者の祈禱の例即主禱文の事

下編

問 此禱の第三の區別は何ぞ

答 吾曹の日用の糧を今日も與へ玉へとあり

問 糧と云ふ言の意味は何ぞ

答 凡て吾曹の身體と靈魂の生命を保護に肝要なるものなり

問 身體よつぎ肝要なるもの何ぞ

答 衣類、食物、住居及健康なる事

問 衣食住等お付て新約全書お何の約束あるや

答 爾曹先づ神の國と其義しきとを求めよ然ば此等のもの皆爾曹お加へらるべし(太六〇三三)

問 何故日用の糧と稱ふるや

答 神常に吾曹を保護る事を記憶すべし又後の事を思ひ煩ふ勿れ(太六〇自三二至三四)

問 富る信者の主禱文を用ゆる義務何なるや

答 兄弟の貧しきを見て恵を施すものなり(約壹三〇十七)

問 靈魂の糧と何なるや

答 イエスキリストなり(約六〇五二)

問 吾曹の靈魂の如何よしてイエスキリストの養育を受るや

答 唯心の信仰お因るなり(約六〇四七)

問 日用の糧の願ひの公會問答何の言ばあるや

答 神凡て我曹の靈魂と肉身よ就て肝要なるものを下し玉ふと

問 主禱文の第四の區別の第一の願ひ何なるや

答 我等お罪を犯す者を我等の赦す如く我等の罪をも免し玉へとなり

問 罪を犯すとの意味は何なるや

答 人の法律よ背く而已ならず神の律法よ背くことあり(約壹三〇四)

問 神の法律を犯す者の刑罰何ぞ

答 罪の値の死なり(羅六〇二三)

問 罪の赦しを受る方法何なるや

答 キリストは吾曹の爲よ死せり(哥前十五〇三)又彼おある吾曹其血よより贖ひ即罪の赦しを得なり(弗一〇七、羅六〇二二)又血を流すこと有ざれば

る事なし(希九〇二二)

問 禱文の罪の赦を得る故の何の言の記載ありしや

答 神が深き憐み依て我曹を贖のんが爲小獨子イエスキリストを十字架に死しめ又聖子の一次己れの身を供へて總て世の人の罪の爲小全く充足る贖 牲供物となれり(聖餐式ノ成聖文ノ言)

問 何故此禱り我曹の赦す如くと云ふや

答 イエスの教を記憶へんが爲なり則ち爾曹若し人の罪を免さば天小在す爾曹の父も亦爾曹を赦し玉のん(太六〇十四、十五、弗四〇三二)

問 他人の犯罪を免す務めり限りあるや

答 否らず吾曹神の赦しを望んで兄弟の罪も亦赦すべきものなり(太十八〇自二三至三五)

三至三五)

問 兄弟の罪を赦そ心を勸める事何あるや

答 (一)主イエスキリストの例は従のんと欲むものあり(路二三〇三四)(二)吾曹多く

の罪の免しを欲ふ事を記憶べし(太十八〇三二、三三)

問 主禱文の第四の區別の第二の願ひ何なるや

答 吾曹を試らる、こと小導き玉はすとなり

問 試らる、と云ふ言の聖書は何の意味あるや

答 二の意味あり其一の信者の信仰と忠義を試験するものなり其二の人を罪小誘ふことなり

聖書小信者の信仰の忠義を試験みるよ何の例しあるや

問 一神がアブラハムを試み給へり(創二二〇自一至十四)(二)神がモテを試み給へり(伯一〇九至十二)(三)神が信者の信仰を試み給へり(彼前一〇七)

問 此世の試み小遇ざる事を願ふべきや

答 否す試惑よ耐忍力を神は願ふべし(哥前十〇十三)

問 神が信者を試玉と理由の何故なるや

答 信仰を堅ふし心を潔く謙遜らしめて我曹を全ふする是なり(彼前五〇十、申

九)

九)

八〇二、十六

問 神が人を試玉ふよ罪よ誘ふことあるや

答 否、神の人を悪よ誘導さ給はず(雅一〇十三)

問 人を罪よ誘ふもの何ぞ

答 三あり一人の己れ的情慾よ引れて誘ひる、なり(雅一〇十四)(二)悪魔の王と其鬼等なり(撒前三〇五、太四〇三、哥後十二〇七)(三)悪しき人々又總て此世よあるもの之なり(約壹二〇十五、太二二〇十八)

問 誰が試惑を耐忍の例を出せしや

答 イエスキリストあり彼は總ての事に吾曹の如く誘はれたれど罪を犯さざるを(希四〇十五)

問 試ふ誘導さ玉のざる願ふ就ての義務の何ぞ

答 五つあり一、惑ふ入ぬ様目を醒し且祈るべし(太二六〇四二)(二)他人を罪よ誘ふこと勿れ(羅十四〇十三)(三)徒らに危険さよ近づく可らず(撒前五〇二二)(四)己

れの能力を頼むべからず(哥前十〇十二)(五)必ず聖靈の助けと導きを禱へし

問 主禱文の終りの願ひの何ぞ

答 悪より救ひ玉へと

問 何の悪より救ひ玉へと

答 四あり一、此世よ於て總て悪と罪ある事より(約壹五〇十九)(二)都て意想の慾と肉體の慾より(太十五〇十九)(三)凡て悪の原因即ち靈魂の仇敵ある悪魔より(弗六〇十一、彼前五〇八)(四)四罪の結果の限なき死則ち身體と靈魂と共に神の御前より分離る、ことより(撒後一〇九)

問 如何よして此怖へき刑罰を免れ得るや

答 唯イエスキリストを贖主と信するよ由りてなり則ち彼の己れよ託りて神よ就る者の爲よ懇求さんとして常お生れれば彼等を全く救ひ得るあり(希七〇二五、全二〇十八)

問 主禱文の終りの言の何あるや



答 國も權も榮光も世々よ父の物なればなり

問 何故國は父の物と稱ふるや

答 父なる神の萬物又格別お信者の王なり凡て願ふたる事を賜へるものなり(提

前一〇七七)

問 何故權は父の物と稱ふるや

答 神の能ひざる處なき能力の吾儕の受ると望むとの泉原なり(可十〇二七)

問 何故榮光の父の物と稱ふるや

答 凡て願ひ自由りて受る事神の榮譽の爲も用もへきなり(哥前十〇三二)

問 「アーメン」と云ふ言の意味は何なるや

答 「アーメン」のヘブル及びギリシヤの語なり其意味然り誠實主の承諾を望む

の三あり禱の終りお凡て信者の慣例として此語を稱へり

問 何故信者曹の禱の終りお共に「アーメン」と云ふ語を稱ふるや

答 (一)凡て禱の言お賛成するの義なり(二)凡て願たる事を受んと偏し望むの義なり

(三)公會の創立より此の常例あり(哥前十四〇十六、申二七〇十六)

問 祈りよ願ひたることを受る望みの理由は何なるや

答 イエスキリストの聖名なり則ち爾曹都て我が名お頼りて願ふ處の事は吾都て

之を爲んと約束なり(約十四〇十三、十四)

問 公會問答の主禱文の説明は何ぞ

答 總ての恩を興へ玉ふ我主なる神われらの天の父よ我とをべての人の爲へき如

く主を拜み主お服事主よ願ふ爲よ恩を下し玉ふ事を 希ひ奉り又神すべて我

等の靈魂と肉身よ就て肝要ある物を下し玉ふと我らを憐み我らの罪を免し靈

魂と肉身の總ての危きを拯び守り又すべて罪と邪且靈魂の敵と永遠に死を

防ぎ玉ふ事を祈り奉り又神その大なる憐みと思を以て我らの主イエスキリス

トによりて是等の事を爲し玉ふを信す故に我「アーメン」と云即ち斯の如く爲

しめ玉べと云義なり

第十二章

キリストの「サクラメント」の事

問 此「サクラメント」と云ふ語の意味は何ぞ

答 「サクラメント」のラテンの語より其意味三あり(一)記号あり(二)兵士が皇帝及官吏に對し忠義を勤務するの誓約なり(三)禮式を以て肝要なる約束をなすことなり

問 「サクラメント」と云ふ語の聖餐と洗禮は適當なへんや

答 然り此二つの禮式(一)イエスキリストと信者と相互に愛するの徴なり(二)神と聖子イエスキリストに信者が忠義を竭すの誓約なり(三)キリストの例に循ふべき緊要なる約束をなすことなり

問 舊新約全書の中は「サクラメント」と謂ふ語はありや

答 否すアポストロフの時代より信者の公會の多くの禮式を「サクラメント」と稱へり

問 「サクラメント」と云ふ語の何時洗禮と聖餐の二禮式のみとを稱ゆることに定まりしや

答 凡そ三百年前公會改革の時代決定されり

問 何故改革の時「サクラメント」の二禮式のみを稱ふることに指定りしや

答 キリストよりて設立られたる禮式を都て他の禮式より區別爲めなり

問 聖公會の教ふ付て「サクラメント」と云ふ語の意味は何なるや

答 キリストの與へ玉へる所の内(心の中を云)の靈なる恩の外に現る徴にして其恩寵を受ける法と得らるべき証の爲にキリスト自から設立玉ひし禮の義なり

問 聖公會の教の「サクラメント」の必要なる區別の幾何あるや

答 五つあり即ち(一)主キリストの與へ玉へる信者の心の衷に受たる恩惠(二)外面に見ゆる徴(三)恩惠を受ける方法(四)恩惠を受ける証(五)イエスキリストの禮式を遵守する誠め若し五つの中一つを缺なれば此の禮式は「サクラメント」に非ず

問 内の靈なる恩みとの何なるや

答 罪の赦しとイエスキリストの辛苦より出る總ての他の益なり(哥前二〇卅)

問 「サクラメント」の恩の何故内と靈との恩と云ふや

答 聖靈は此恩を信者の精神の中と與へ給ひし故あり

問 「サクラメント」の恩の信者の心の中と存在し事を如何して知得や

答 信者一代の常の行ひを見て知べし(約十〇三五)

問 「サクラメント」の外に現る徴しとの何あるや

答 一「サクラメント」に就てイエスキリストの三の事則ち水と麪と葡萄酒を撰び

玉ひて恩みの徴しとなす事を命じ給へり之現る徴しなり(二外と云ふ言の信者

の受けたる恩の外部の徴あり故水と麪と葡萄酒内への恩みなきものあり

問 水と麪と葡萄酒を号として何を指せしものあるや

答 水はキリストの血を指すあり即ち聖靈の能力も由てキリストの血の罪を洗濯

除去ものなり又麪のキリストの疵附きたる身體を指すものなり又葡萄酒のキ

リストの十字架に處られ玉ひたる時の流れたる血を指すものなり

問 恩を受ける方法の如何あるものなるや

答 悔改と信仰の心を以て定めたる記号を受けば是れ自由にて恩を天より直接お心

の中と受るなり之恩を受くる方法なり

問 水と麪と葡萄酒の何の恩を受けるの方法なるや

答 洗禮の時悔改と信仰の心を以て水を受けて而して天より聖靈を直接受るもの

なり又聖餐の時悔改と信仰の心を以て麪と葡萄酒を受けて而して天より恩恵

即ち信仰と希望と仁愛が吾儕の心の中と増加する恩を直接受ることなり

問 「サクラメント」の外別お恩を受ける法あるや

答 然り第一私の禱(路十一〇十三)第二公けの禱(希四〇十六)第三聖書を讀む

(約五〇三九)第四聖書を聞く(雅二〇二二)第五キリストの命に從て義を行又

恩みを垂る、ことお恩を受くるの法あり(約十四〇二二、三三)

問 聖書の中に神が格別お定玉ひたる号の恩恵の法なるや

答 然り一例へば野お黃銅蛇を擧げしこと即ちエホバのモーセよ言ひ玉ひけるの

汝蛇を作りて之を竿の上よなくべし凡て蛇咬れたる者は之を仰ぎ觀なば生  
べし(民二二〇自六至九)ニヨルダン河に於て癩病ナアマン己れを洗滌ひて療  
せり(列下五〇十四)三泥土即ちイエスの泥土を醫者の目よ塗り之を療す等な  
り(約九〇自一至七)

問 如何して銅蛇とヨルダン河と泥土の恩みを受くの法なるや

答 此事は就て神の命は従へる者の其病氣を療せる恩を受るなり然し此恩の蛇と  
河と泥土の中よわらず神より直接よ來れり

問 「サクラメント」の恩を受るの法あることを聖書の中何處よ著しあるや

答 今なんぢ如何で緩ふ可んや起て主の名を頌「バプテスマ」を受けて其罪を滌去べ  
し(徒二二〇十六)我儕が祝ふ所の祝 杯の同にキリストの血を享るよ非ずや  
我儕が學ところのパンの同キリストの體を享るよ非ずや(哥前十〇十六)水  
よ由て表したる「バプテスマ」イエスキリストの復活に由て今我儕をも救ふ此  
「バプテスマ」の肉體の汚穢を除く表よ非ず善良心神を求る表なり(彼前三〇

二二) 彼己れを捨し水の洗を以て道に因て教會を潔め之を聖する者とせん  
が爲なり(弗五〇二六)

問 「サクラメント」の号の如何して恩を受ることの証しなるや

答 キリストが信者に三の号を受ることを命じ玉ひて必ず其号しよ指したる約束  
を就玉ひし証あり

問 「サクラメント」の水、麴、葡萄酒の三の号の何の約束を受る証しあるや

答 洗禮の時水の約したる罪の赦しを受るの証なり、又聖餐を學たる麴と沃きた  
る葡萄酒のイエスの苦しみより出る救ひの利益を受る証なり

問 神が聖書よ何事の約束を受るの証と号を設立給ひしや

答 第一神がノア何時まで此世を再び洪水よ滅亡さるの約束あり其約束を  
受るの証と徴し虹なり(創九〇十三、十五)第二神がアブラハムよ約束を爲  
せし割禮の此約束の証と号なり(創十七〇十一)第三神がギブオンよ約束を爲  
し一匹の切斷たる羊の毛を証と徴となせり(士六〇三六至四十)第四神がエバ

キヤ王は約束をなせり其証と徴の即ち日晷の上に進みし日影を十度退どかしめ給へり(列下廿〇)自八至十一

問 キリスト自から其公會に於て設立給ひし禮式即ち「サクラメント」の幾個あるや

答 人の救ひを得る爲に大概闕べからざる「サクラメント」の只二つのみ即ち「バプテスマ」と主の晚餐之なり

問 何故只二個のみと云ふや

答 公會の外多くの禮式おれども是の「サクラメント」は非ざるなり斯る故に或

のキリストに於て設立たるもの非ず或の外に現る号しおも非ず或の救ひを

受る爲に大概肝要なるものにあらざるなり

問 人の救ひを得る爲に闕べからざるもの何ぞ

答 悔改と信仰あり

問 凡て信者の「サクラメント」を受る機あらば必ず之を受くべきや

答 「サクラメント」を受る機あるときのみ之を受るの必要あり

問 特別の場合に限り信者の此「サクラメント」を用ずして救ひを受るものあるや

答 然り信仰に由て救ひを受べし(弗二〇八)又若人願ふ志あらば其なき所即ち

「サクラメント」に頼ず其ある所即ち信仰に循て納玉ふべし(哥後八〇十二)

問 イエスキリストの何時此二つの「サクラメント」を設立給ひしや

答 第一イエスキリスト天よ昇るの日洗禮即「バプテスマ」を施行すことを命じ給

へり(太二八〇十九)第二イエス死る日の前夜に聖餐を守るべしと命じ給へり

(太二六〇二十至二九)

問 公會の常は此二の「サクラメント」を守るべきや

答 然りイエスキリストの再び降臨する時まで之を守べし(哥前十一〇二六、太二

八〇十八至二十)

問 ローマ公會即天主教に幾何の「サクラメント」あるや

答 七つあり洗禮と聖餐の外五種あり即ち堅信式、懺悔式、品級式、婚姻式、抹

油式等なり

問 如何なる理由にて洗禮と聖餐を除くの外「サクラメント」にあらざるや

答 此五條のキリストの設立玉ひたる内の恩は就外の現る号と証に非ざるあり

問 改革したる聖公會の此五の禮式を保守するべきや

答 五條の中三即ち堅信禮と品級禮と婚姻禮を保守するあり外の二即ち懺悔式と抹油式之を除き去なり其故は不正りて使徒お從に由て起りしものなればあり

(大綱廿五條を見るべし)

問 洗禮と聖餐の舊約の公會の何の禮式も關係あるや

答 一洗禮の割禮は關係あるものあり(哥羅二〇十一、十二)(二聖餐の逾越節も關係あるものなり)路二二〇自十二至二十、哥前五〇七八

問 信者の「サクラメント」の記號即ち水と麪と葡萄酒を拜むべきや

答 拜すべからず其故の十誡の第三は違背ものあり

問 「サクラメント」と犠牲との何の異同あるや

答 犠牲の人間より神に献ぐるもの乃ち罪の贖の爲なり「サクラメント」のイエス

キリストの十字架に釘り玉ひたる即ち万民の罪を贖ふ犠牲となり玉へること  
を記念る爲なり故に「サクラメント」の決して犠牲にあらず

問 聖公會大綱の第二十五の「サクラメント」は就て何を論じあるや

答 基督の定め玉ひたる「サクラメント」の信徒が其教に遵奉へる記号計りでなく  
尚り恩恵と神の吾儕を愛しみ玉ふことの確實ある証據と其効力ある記号なり  
即ち神是を以て幽妙お吾儕の中心に感化さ玉ふて神を信仰する心を興起さし  
め又是を強固なさせ玉ふなり福音書は於て吾儕の主基督の立て定め玉ひたる  
「サクラメント」の二の計りあり「バプテスマ」と主の晩餐となり其他風俗は由  
りて「サクラメント」と謂ふ所の堅式悔式職式婚式末油式の五の福音書の  
「サクラメント」と爲に足す是或の不正りて使徒の行爲に似たること、爲し或の  
聖書の中は於て許されたる行爲となす然ども其可見なる記号と儀式の神の定  
め玉ひざりし故に「バプテスマ」と主の晩餐の「サクラメント」と同一類の者にあ  
らず又基督の定め玉ひたる「サクラメント」の賞觀もの或は持ち巡らる、爲で

なく唯吾儕の正當く之を用ゆる爲なり又有益事の唯宜しきは適て之を受るも  
の制限る但し宜しきに適らずして之を受るもの聖なる保羅の言られたる如  
に自ら罰を招くものなり(哥十二〇二七、二九)

### 第十三章

#### 洗禮即ち「バプテスマ」の事

問 凡てイエスキリストを信する者の何の禮式を受べきや

答 イエスキリストの命に従て「バプテスマ」を受べし(太二八〇十九、徒二〇三

八)

問 「バプテスマ」と云ふ詞の意味は何なるや

答 「バプテスマ」のギリシヤの語なり即ち水よて洗ふの意味あり(可七〇四)

問 イエスキリストの教の前に洗禮式ありしや

答 然りモーセの命に由て祭司を立る時洗禮を施行へり(出二九〇四)衣服及び其

他各種の物に洗禮式を施行せり(利六〇十三、希九〇十)罪あるユダヤ人宗教  
に加入る時右の禮式を施行せり

問 イエスキリストの前誰が洗禮式を施行せしことあるや

答 「バプテスマ」のヨハ子其弟子に洗禮式を施行せり(太三〇五、六)

問 ヨハ子の施せし洗禮は何事を指せしや

答 罪を悔 改ことなり(太三〇十一)

問 誰が聖公會の洗禮を立てしや

答 主イエスキリスト昇天の時命じ玉へり

問 イエスキリストの命じ玉へる言の何あるや

答 行て萬國の民に「バプテスマ」を施し之を父と子と聖靈の名に入れて弟子とな

せよ(太二八〇十九)

問 「サクラメント」に幾個の區別あるや

答 一あり則ち信者の外に現ゆる徴と心の中の靈なる恩なり

問 「バプテスマ」の現る徴とは何なるや

答 見ゆる徴との水なり人之を以て「バプテスマ」を受けて父と子と聖靈の名よ入れらるゝことを得るなり

問 水は救ひの徴なることハ舊約全書に何例あるや

答 一ノアの方舟ハ洪水の上よ浮べり(彼前三〇二十、二二)ニイスラエルの民紅海を過せり(哥前十〇二、三)三癩病人の潔めらるゝ、日の定例なり(利十四〇一至八)四ナアマンのヨルダン河よ洗ひて療せり(王下五〇十)

問 水の救ひの徴なることはイエス一代ハ何の証據あるや

答 一主イエスキリスト自ら洗禮を受玉へり(太三〇十三、十五)ニキリスト普者に命じ療治を受る爲シ「シロアムの池」に往て洗ひし(約九〇七)三又水は聖靈の能力よ由りて新ま生るゝの徴なりとニ「ユダモ」ハ謂玉へり(約三〇五)

問 何の言を以て洗禮を施すべきや

答 イエスキリストよ定めたる言即ち我と「バプテスマ」を施して汝を父と子と聖

靈の名よ入るゝなり(太二八〇十九)

問 名に入るゝと云ふ言の意味ハ何なるや

答 洗禮を受る者の三位一体の神を信じて己れを父と子と聖靈の忠義ある僕ともし又其時よりイエスキリストハ關係あるものとなる意義なり(加三〇二七、彼後一〇四)

問 信者が神の聖子と偕ハ關係を受る方法ハ何なるや

答 聖靈ある神が信者の心の衷よ在り玉ふハ關係を受る方法あり(哥前六〇十七、哥十二〇十三)

問 「バプテスマ」「サクラメント」を洗禮と云ふ意味ハ何なるや

答 聖靈の能力よ因て靈魂を洗滌ふて其罪を除けばなり

問 洗禮式の水よ由て罪を除く事ありしや

答 否らず水の唯徴のみあり其指たることはキリストの血あり(約前一〇七)

問 何如よしてキリストの血にて洗ひを受ることを得べきや



答 信仰しんじゆに由よるあり（羅三〇二五）

問 洗禮せんれいに施ほどこしたる水みづの靈魂たましひを洗あらひしや

答 否いなず水みづの肉體にくたいの汚穢けがれを除のぞくのみにて靈魂たましひを洗あらふの能力ちからなし而しかして水みづの靈魂たましひを

洗あらふの徴しるしのみあり（彼前三〇二二）

問 靈魂れいこんを洗あらふて其罪つみを除のぞく者ものの何なんなるや

答 イエスキリストの血ちあり此血このちの眞まことの信者しんじやの靈魂たましひは聖靈せいれいある神かみ而已のみ之を授たまけ玉

（一）（約壹一〇七）

問 イエスキリストを信しんじ又洗禮せんれいを受うけることは何なんの關係くわいけいあるや

答 洗禮せんれいを受うけるの心こころを信仰しんじやうありて之を公おほげし顯あはすものあり（夫れ人の心しんは信

じて義ぎとせられ口くちは認いひありして救きうはる、あり）（羅十〇十）

問 如何いかして洗禮せんれいの水みづを施ほどこすや

答 二種ふたつあり一いの信者しんじやの肉體にくたいを水みづに浸ひるること一いの信者しんじやの頭かしらは水みづを滌そぐことなり

問 新約全書しんやくぜんしよに此二このふたの例たとあるや

答 一い水みづに浸ひるのエテナピアの大臣だいじんなり（徒八〇三八）二に水みづを滌そぐの三千人さんぜんは洗禮せんれい

を施ほどこせり（徒二〇四二）又ピリピの獄吏ひとらぢなり（徒十六〇三三）此以上このいじやうの二ふたの事ことの

何れいづれをあすと雖いへも敢あて妨害さまたげあきまものなり

問 水みづに浸ひるの洗禮せんれいの何なんを指さすや

答 信者しんじやのキリストきりすとと倍よし死しし葬はなられ甦りの三さんの事ことの其水みづに入いれ又出いだすを指さした

るものなり（羅六〇四、西二〇十二、十三）

問 水みづを滌そぐ洗禮せんれいの何なんを指さすや

答 イエスキリストの血ちを滌そがれて其罪つみを洗滌あらふことを指さすあり（彼前一〇二、希

十〇二二、結三六〇二五、二六）

問 「バプテスマ」を受うける内の靈れいなる恩めぐみの何なんなるや

答 罪つみは死しして義ぎは新あたまに生なる、ことなり

問 罪つみは死しして云いふ意味いみの何なんあるや

答 キリストを信しんずる者ものの既いに罪つみの刑罰けいばつを受うたるものあり（羅六〇十、十一）

問 信者等の何時罪も死せしや

答 信者の信仰よりてイエスキリストと關係したるものとなりたる時は其罪皆キリストの死に由て除去けり(羅六〇自三至七)又キリストの死に由て罪の力より分離たり(羅六〇自十一至十四)

問 義に新たお生る、と云ふことの何なるや

答 神の聖靈よ因て生命を有ち善行を爲の力を受るものなり(羅六〇十一)

問 何故人間の新お義も生る、の必要あるや

答 我等皆罪の中に生れたる怒りの子なり故お新に生る、ことよりて恩の子即ち神の子となることを得るものなり(約三〇三、五、弗二〇一、二、三、詩五十一〇五、加三〇二七)

問 吾儕の罪の中お生れたる怒りの子なりと云言の意味は何なるや

答 吾儕の祖先の其罪ある性質を有ちし故お吾曹も同じく其子孫なれば之を有つものあり是よりて吾儕生來神よ服事ふることを望まざるが故お神の怒りを受

るものなり(伯十四〇一、四、羅七〇十八、同二〇二二、同八〇七、八、弗二〇三)

問 吾儕神の聖言に適合ふ能はず如何せば是適ふことを得べしや

答 神の聖靈の佑導よ依てのみ凡て吾儕の心と一代の言と行を改良むべし(約三〇自五至七)

問 如何して「バプテスマ」を受けて恩の子と就事を得べしや

答 「バプテスマ」の禮式に指したる恩に頼りて是を受るもの新お生る、ものあり則ち悔改と信仰を以て「バプテスマ」を受る者の眞の神と相互ひお結約するものなり又此結約の關係よ付て恩恵と利益を受るものなり(提三〇五)

問 何故「バプテスマ」を生れ更りの洗ひと云ふや

答 「バプテスマ」の禮式の恩の記し即ち「サクラメント」其指したることの聖靈よよりて新お生る、ことなり

問 正しく「バプテスマ」を受ることよ就て蒙りし利益の何あるや

答 (一)信者はキリスト公會よ接れ(哥前十二〇十三、羅六〇自三至五)(二)信者小罪

の赦の約束を印証せられ(徒二〇三八、三九)(三)信者の神の義子と數へらる、  
ことを顯著に印証せられ(加三〇二六、二七、同四〇六)(四)信仰の強固られ(希  
十〇二二)(五)祈禱に因て恩恵も愈加さる、なり(路十一〇一、三、約一〇十六)

### 第十四章

#### 嬰兒の洗禮の事

問 「バプテスマ」を受んとする人は、關へからざるもの何なるや

答 (一)悔改を以て罪を廢るなり(徒二〇三八)(二)信仰を以て此「サクラメント」に於て神の約し玉へることを堅く信することなり(徒八〇一二、三六、三七)

問 嬰兒の未だ是等のことを爲得ざる時は「バプテスマ」を授るの何故なるや

答 彼等其保証人を以て此二件(悔改、信仰)を約し成長し及んで其約束を必ず自己に行ふが故あり

問 何故嬰兒の成長し及んで「バプテスマ」に於て爲したる約を自己に守るべきや

答 (一)イエスキリストを信するの他別よ永き生を受る方法に決てあることなし

(徒四〇一二、提前二〇五)(二)嬰兒の親及保証人の常し其嬰兒を悔改と信仰とに勧め導かん事を公會に約するものなり(弗六〇四)(三)「バプテスマ」の約束は神と我曹の相互の間を爲せし者にして我曹其約束を守らざれば神我曹も其約したる恩恵を與へ給はざればなり(西一〇二三、太七〇三、羅八〇十二至十四)

問 何時嬰兒は此約を自己に守るべきや

答 成長の後則ち善惡を識別する時、格別堅信禮を受る後則ち洗禮を爲したる約を自己の爲め定むるものなり

問 何時迄此定めたる約束を守るべきや

答 生命終るまで守るべし即ち信者の日々悔改をなすべきし(約壹一〇八、九)又信仰を増加ふべし(弗四〇十二自十三至十五、西一〇二三、彼後三〇十八、路十  
七〇五)

問 新約全書中嬰兒に洗禮を施すの命じあるや

答 否らず且婦女子は晩餐を施すも命じなし然れ共公會の最始より此二つのこと  
行ふ風俗を有てばなり

問 何故命じなくして嬰兒に洗禮を施すべきや

答 一昔ユダヤ公會に入るの禮の割禮なり此禮の神の命に由て嬰兒に施せし  
ものなり又基督公會の洗禮の昔の割禮と同じ意味を含めり斯る故に嬰兒にも  
洗禮を施すべきものなり(二)嬰兒の信仰を爲す克す然れども神の命に由て信  
仰の印証則割禮を受けるものなり(羅四〇十一)如此洗禮の信仰の印証よし  
て信者の嬰兒等此禮を受くべきものなり(徒二〇三九)(三)嬰兒の悔改と信仰の  
以前に死しても天國へ行べし(羅五〇自十四至十七)斯の如く此世に於ても  
嬰兒の悔改と信仰の以前に公會に置くべし  
識別ざる嬰兒を公會に置く其意義の何なるや

問 此嬰兒の公會に納けられたるものと云へり(大綱二十七〇)喩へ植木師の樹木  
を接ぐと雖も生命を興ふる者の神のみ如此信者は洗禮を以て嬰兒を公會に置

て神のみ聖靈の生命を興玉へるものなり

問 イエスキリストの例に倣ひ公會の嬰兒に洗禮を施すべきや

答 一イエス曰く嬰兒を容せ吾よ來る事を禁むる勿れと(太十九〇十四)(二)イエス  
の嬰兒を格別に愛するものと云へり(太十八〇自一至六、全二一〇十六)(三)イ  
エスの嬰兒を抱きて手を其上に接せ之を祝し玉へり(可十〇十六)(四)イエスの  
ペテロに羊と羔を牧へと命ぜり則ち羊の信者にして羔の信者の子なり(約  
二一〇十五至十七)(五)イエス弟子曹に爾曹往て萬國の民に「バプテスマ」を施  
せ等命ぜり此萬國の民の中より多の兒童あり(太二八〇十九)

問 使徒は嬰兒に洗禮を施せし事あるや

答 一其確証なし然るに使徒の各信者の家族に洗禮を施せり此家族に多分其嬰兒  
を有てる者ありしならん(徒十六〇三三、哥前一〇十六)(二)聖なるパウロ曰く  
信者の嬰兒に潔者即ち神の嬰兒なり(哥前七〇十四)(三)聖なるペテロ曰く聖靈  
の賜を受くるの約束の爾曹及爾曹の子孫に屬するものなり(徒二〇三九)是を

考ふれば使徒等嬰兒は「バプテスマ」を施せしなるべし又公會歴史の中嬰兒は「バプテスマ」を施す習風あり

問 公會の中誰が洗禮を施す權力を有つべきや

答 凡て公會中の信者洗禮を施すことを得然し妄りならざる爲め公會に於て定めたる慣例の宣教師之を施行せり

問 何故嬰兒は洗禮を施して晚餐の施行さるや

答 (一) ユダヤ公會は嬰兒の割禮を受くると雖も壯年小到らざれば逾越節に預かることを得ず如此キリスト公會も嬰兒の洗禮を受ると雖も晚餐は干ることを得ず(二) 又嬰兒の洗禮を受けしことを知らず然れども凡て晚餐を受る者の自から其理由を臆別るべきものなればなり

問 若し嬰兒の時に洗禮を受けし者壯年と成て信仰と悔改を爲ざれば洗禮式は由て利益を受くるや

答 否らず(一) 夫れキリストイエスは在りての唯愛は由りて勞く處の信仰のみ益あり

り(加五〇六)(二) 大なる危険は居り則ち神の洪恩を賤しんで永遠ある生命を捨るものなり(希二〇三、同十二〇二五、羅二〇四)

### 第十五章

#### 聖公會 即ち基督教會の事

問 新約全書の中教會と云ふ言の意義は何なるや

答 第一キリスト教會の一般正しき信者の社會なり(太十六〇十八、弗五〇二三、西一〇十八、二四、哥前十二〇二八)第二終りの日於て全ふせられたる義人共に相集るあり(弗五〇二七)第三一の所は集れる信者則ち縣、郡、區、町村に在る者を云ふなり(哥前二〇二、徒八〇一、同十三〇一、同十八〇二二、同廿〇十七)第四信者の家内ふあるの即ち教會あり(羅十六〇五、哥前十六〇十九、西四〇十五、徒十四〇二三)第五信者の集合れる家の即ち會堂なり時として之を教會と云へり(徒十一〇二六、哥前十一〇二二)

問 神國即ち天國の普き聖公會と異なることあるや

答 否す新約全書の文は神の國とキリストの公會との同一ものを指すなり(哥前一〇二、全四〇十九、二二、徒二八〇卅、三一、徒十九〇八、廿〇十八、弗四〇十六)

問 新約全書は聖なるパウロは何の例を擧て聖公會を指せしや

答 人間の一體にして多の肢なり凡ての肢の多けれども一體なりキリストも亦此の如し(哥前十二〇十二)其意味はイエスキリストの體の頭の如し則ち其公會の頭首あり又公會の生命、保護、智識等は凡て其頭首長より之を受るものなり如何にして聖公會は一つなるに諸教會と稱ふるや

問 如何にして聖公會は一つなるに諸教會と稱ふるや

答 イエスキリストなる頭首の凡て此世を逝り又此世に在る信者と偕あること人の一體に於けるが如く一の教會あり(弗四〇四、徒廿〇二八)又一體に肢多けれども一體なり此の如く諸國に種々の集會あり之を諸教會と稱ふといへども之皆共キリストの一つの教會なり(徒十六〇五、哥前十四〇三四、哥後八

〇二、全十一〇八、羅十六〇四)

問 諸教會中唯一の真正なる教會あるや

答 否す此世に於て諸教會のキリストの教を正しく守るなり是より由て諸教會の悉皆キリストの一つの公會の部分なり(加三〇二六、全四〇二六)

問 如何なる理由にて聖公會は一つなるや

答 第一凡て信者の一つの父ある神を信じ一の主あるイエスキリストに従ひ又一の聖靈其心の中は在るものあり(弗四〇自三至六、哥前十二〇十三)第二凡て信者一の聖書一の信仰及び一の永き生の希望を有つ者なり(提後一〇十三、彼前一〇三、四、弗四〇四、五)第三信者の皆同じキリストの定め玉へる禮式即ち「サクラメント」を受るものなり(徒二〇四一至四七)第四聖公會の常々忠義の宣教師を置り(提後四〇自一至五、太二八〇自十八至廿、提後二〇二)第五凡て公會の枝の種々の集會ありて皆一人の靈魂の監督即ちイエスキリストの部下にあるものあり(彼前二〇二五、約十〇十六)

問 ニケヤ信經に公會の何故「アポストロ」の教會と稱ふるや

答 (一)公會の使徒即ち「アポストロ」と預言者の基の上は建らる、なり(弗二〇二) (二)公會の「アポストロ」が授けたる教即ち新約全書のみ記載たる教を常は保てり(猶三)

問 聖公會大綱中キリストの教會を如何論じありしや

答 キリストの得見あるキリストの教會の主を信する人々の公會りて其中に神の聖書を講義してキリストの定めお依願ひ總ての必要あることよ於て缺る無く正しく「サクラメント」を施さる、所なり(大綱十九〇)

問 何故得見なる公會と謂ふや

答 他の得見れざる公會と區別せし言なり(弗一〇二二、二三、同三〇二二、同五〇二五、二七)

問 得見あると得見れざる公會の差別ありや

答 (一)得見なる公會ハ凡て此世よ於てキリスト教を証する者にしてキリストの定

たる禮式よ服従ふことの人々の目に得見ものなれば是を得見ある公會と言なり(二)得見れざる公會ハ此世よ半ば天にあり是れ三位一体の神のみ得見るなり其性質の眞實主イエスキリストの生活たる枝あり聖靈の其中に住に由て心と一代の改りて聖靈の果を結び且神を悟るお因て漸々徳を増そ之を得見れざる公會と云ふ(西一〇十、加五〇二二、羅八〇九、約十五〇二)

問 不見得公會の何時人間の目に見ことを得るものなるや

答 此世の終りイエスキリストの再び臨り玉ふとき即ち我儕の生命あるキリストの現れ玉ふ時我儕も是と偕榮の中に現わる、なり(西三〇四、羅八〇十九、

彼前一〇五至七)

問 得見なると得見れざるとの區別ハ公會よ就て肝要あるものなりや

答 然り一聖書を讀んで得見なると得見れざるとの公會ハ區別せざれば大いなる誤謬を生ずるものなり(二)神が得見れざる公會ハ限りなき約束を與へ玉へるなり(西三〇四、弗五〇二七)又神の誠めハ得見なる公會ハ命じ玉へることあり

(弗四〇自十七至三二、哥前十一〇二四、二五)

問 得見<sup>あは</sup>れる公會<sup>こうかい</sup>の禱文<sup>いたげもん</sup>の中<sup>なか</sup>より別の唱<sup>なげ</sup>へあるや

答 然<sup>しか</sup>り一<sup>いち</sup>地<sup>ち</sup>を戦<sup>たたか</sup>ふキリストの全公會<sup>ぜんこうかい</sup>と云<sup>い</sup>へり(禱文<sup>いたげもん</sup>聖餐式<sup>せいさんしき</sup>)<sup>(二)</sup>自<sup>みづか</sup>らキリストの信<sup>しん</sup>徒<sup>た</sup>と稱<sup>なづ</sup>ふる人<sup>ひと</sup>の主<sup>ぬし</sup>の普<sup>あまね</sup>く公會<sup>こうかい</sup>あり(全<sup>ぜん</sup>二十枚表<sup>まいへ</sup>)<sup>(三)</sup>普<sup>あまね</sup>く聖公會<sup>せいこうかい</sup>あり(全<sup>ぜん</sup>リマニの中<sup>なか</sup>)<sup>(四)</sup>主<sup>ぬし</sup>の家族<sup>けぞく</sup>なる公會<sup>こうかい</sup>なり(三位<sup>さんゐ</sup>一体<sup>いつたい</sup>后<sup>ご</sup>主<sup>ぬし</sup>日<sup>に</sup>祝文<sup>しゆくもん</sup>の中<sup>なか</sup>)<sup>(五)</sup>信<sup>しん</sup>する民<sup>たみ</sup>の福<sup>ふく</sup>ひある會衆<sup>くわいしゆ</sup>即<sup>すなは</sup>ち聖子<sup>せいし</sup>の奧儀<sup>おくぎ</sup>ある肉身<sup>にくみだ</sup>あり(聖餐式<sup>せいさんしき</sup>)

問 禱文<sup>いたげもん</sup>の公會<sup>こうかい</sup>と云<sup>い</sup>ふ語<sup>ことば</sup>の日本<sup>にほん</sup>聖公會<sup>せいこうかい</sup>のみを指<sup>さ</sup>すや或<sup>ある</sup>の得見<sup>あは</sup>れる公會<sup>こうかい</sup>一般<sup>いぱん</sup>を指<sup>さ</sup>すや

答 必<sup>かなら</sup>ず一般<sup>いぱん</sup>得見<sup>あは</sup>れる公會<sup>こうかい</sup>と云<sup>い</sup>ふ故<sup>ゆゑ</sup>願<sup>ねが</sup>ふ事<sup>こと</sup>凡<sup>たゞ</sup>て信者<sup>しんじや</sup>の爲<sup>ため</sup>に禱<sup>いた</sup>しものあり(弗<sup>ふ</sup>六〇二四)

問 信者<sup>しんじや</sup>は此<sup>この</sup>世<sup>よ</sup>に於<sup>お</sup>て會社<sup>くわいしや</sup>に加入<sup>か</sup>入<sup>い</sup>ること誰<sup>たれ</sup>が始<sup>は</sup>めて命<sup>めい</sup>せしや

答 一<sup>いち</sup>イエスキリストが其<sup>その</sup>教會<sup>くわいかい</sup>を設<sup>た</sup>立<sup>た</sup>て之<sup>これ</sup>に加入<sup>か</sup>入<sup>い</sup>するの禮式<sup>らいしき</sup>を命<sup>めい</sup>め玉<sup>たま</sup>へり(太<sup>たい</sup>二八〇一九、加<sup>か</sup>三〇二七)<sup>(二)</sup>公會<sup>こうかい</sup>の中<sup>なか</sup>より常<sup>つね</sup>に守<sup>まも</sup>るべき記号<sup>きごう</sup>をイエスキリスト命<sup>めい</sup>め玉<sup>たま</sup>へり(三)公會<sup>こうかい</sup>の中<sup>なか</sup>より在<sup>あ</sup>るもの義務<sup>ぎむ</sup>をイエスキリスト命<sup>めい</sup>め玉<sup>たま</sup>へり(四)公會<sup>こうかい</sup>の中<sup>なか</sup>より在<sup>あ</sup>るもの利益<sup>りやく</sup>あるとを與<sup>あた</sup>へ玉<sup>たま</sup>へり(徒<sup>た</sup>二〇二二、彼<sup>か</sup>前<sup>ぜん</sup>二〇自<sup>みづか</sup>ら二二至<sup>いた</sup>二五、徒<sup>た</sup>五〇三一、約<sup>やく</sup>十四〇十六、同<sup>どう</sup>十〇二八)<sup>(五)</sup>公會<sup>こうかい</sup>を理<sup>り</sup>ひる者<sup>もの</sup>を設<sup>た</sup>立<sup>た</sup>て玉<sup>たま</sup>へり(太<sup>たい</sup>二八〇自<sup>みづか</sup>ら十八至<sup>いた</sup>廿、約<sup>やく</sup>廿〇二二)

問 誰<sup>たれ</sup>が始<sup>は</sup>めて公會<sup>こうかい</sup>を理<sup>り</sup>めて之<sup>これ</sup>に神<sup>かみ</sup>の語<sup>ことば</sup>を述<sup>の</sup>べ又<sup>また</sup>「サクラメント」を施<sup>ほ</sup>す務<sup>つと</sup>めを命<sup>めい</sup>せしや

答 イエスキリストの命<sup>めい</sup>に從<sup>したが</sup>つて使徒<sup>しと</sup>即<sup>すなは</sup>ち「アポストロ」之<sup>これ</sup>を爲<sup>な</sup>り(太<sup>たい</sup>二八〇十九、可<sup>か</sup>一六〇十五、路<sup>ろ</sup>二三〇十九)

問 「アポストロ」等の公會<sup>こうかい</sup>中<sup>なか</sup>より如何<sup>いか</sup>なる役者<sup>やくしや</sup>を設<sup>ま</sup>けありしや

答 第一<sup>だいいち</sup>「デヤユノ」即<sup>すなは</sup>ち執事<sup>しつじ</sup>者<sup>しや</sup>或<sup>ある</sup>の會吏<sup>くわいり</sup>なり(徒<sup>た</sup>六〇自<sup>みづか</sup>ら一至<sup>いた</sup>六、腓<sup>へ</sup>一〇一、提<sup>て</sup>前三〇八、十)<sup>(一)</sup>「デヤユノ」は信者<sup>しんじや</sup>公會<sup>こうかい</sup>の中<sup>なか</sup>より人々<sup>ひと</sup>を撰<sup>ひら</sup>擧<sup>ら</sup>びたる者<sup>もの</sup>を「アポストロ」是<sup>これ</sup>に接<sup>あ</sup>手<sup>て</sup>して其<sup>その</sup>執事<sup>しつじ</sup>者<sup>しや</sup>の役<sup>やく</sup>を命<sup>めい</sup>ずる者<sup>もの</sup>なり而<sup>しか</sup>して「デヤユノ」のギリシヤ<sup>ギリシヤ</sup>の語<sup>ことば</sup>なり其<sup>その</sup>意味<sup>いみ</sup>は僕<sup>しもべ</sup>是<sup>これ</sup>より由<sup>よ</sup>て公會<sup>こうかい</sup>の役者<sup>やくしや</sup>あり

問 「アポストロ」接<sup>あ</sup>手<sup>て</sup>して職<sup>つとめ</sup>を受<sup>う</sup>ける前<sup>まへ</sup>「デヤユノ」の試<sup>し</sup>験<sup>けん</sup>を受<sup>う</sup>けしや



答 然り此試験よ三種あり(提前三〇十一)の信仰之のイエスキリストの敵の解る  
 而已ならず之を保守することなり(二)の性質是の義の行と其家族を能く保護るべ  
 きことなり(三)の有様即ち自由よ公會の職を受ることあり(彼前五〇二)

問 「アポストロ」の時「デヤエノ」の職は何ぞ

答 貧しき者を憐み救助け又福音を宣傳へ又洗禮を施すことあり(徒六〇一至六、

同八〇自一至五二、三八、上同八〇五至十二、上同八〇三八)

問 現今の「デヤエノ」の職は何なるや

答 會衆の祈禱と聖餐を施す時「プレスプテロ」を助け又洗禮を施し又福音を宣傳  
 へ又疾病ある信者と貧苦信者を訪ひ之を慰め救済することなり

問 公會中「アポストロ」等「デヤエノ」の外何職を置しや

答 所々の會衆よ長老即ち「プレスプテロ」則ち會長を設章たり(徒十四〇二三)  
 「プレスプテロ」のギリシヤの語よして長老と謂ふ意義なり

問 新約全書よ此「プレスプテロ」の外何の名稱あるや

答 監督即ち「エписコポ」なり(徒二十〇十七、二八、腓一〇一)「エписコポ」のギリシヤの語よして監督と謂ふ意義なり

問 「アポストロ」の時「エписコポ」即「プレスプテロ」の職は何なるや

答 (一)神の道即福音を凡て人々に訓ゆることなり(提前四〇五、弗四〇十一、十二)  
 (二)信者の悔改ひる時神其罪を赦したまふことを人々よ示すことあり(路二四  
 〇四七)(三)信者の靈魂の爲に護り又之を救ふあり(希十三〇十七、徒二十〇二  
 八)(四)「サクラメント」を施行することあり(徒二十〇七、十一)(五)接手して「アポ  
 ストロ」と偕し新任き「プレスプテロ」を置くことなり(提前四〇十四)

問 現今の「プレスプテロ」の職は何なるや

答 昔時「アポストロ」の設けたる「プレスプテロ」の職と異なることなし

問 現今「プレスプテロ」と「エписコポ」との同じ職なるや

答 否らず紀元百五十年より今に至る迄監督即ち「エписコポ」と云ふ詞の府、縣、  
 郡、區等の凡ての「プレスプテロ」等の統領を指す是れ則ち「エписコポ」あり

問 此の如き統領「プレスブテロ」の新約全書の中にあるや

答 然り聖あるパウロがテモテをエペソの教會の統領即ち監督となせり(提前一〇三)又テトスをクレテ教會の統領者と爲り(多一〇五)此以上の二名の「プレスブテロ」の「アポストロ」は非ずして「アポストロ」パウロが此二名よエペソとクレテを司せらしめたり

問 テトスとテモテの二名の職の何あるや

答 聖なるパウロの代りよ新任しき「ヂヤクノ」と「パウズブテロ」を設けたり(多一〇五、提前三〇)又教會を綜理又教を擴張するものなり(提前一〇三、十八、提後四〇自一至五、多一〇五)

問 何故テモテ、テトス「アポストロ」と稱へざるや

答 第一「アポストロ」のイエスキリストよ親炙し者あり(約十五〇二七、哥前九〇一、徒二二〇十四、十五)第二イエスキリスト自ら其職を興へ玉へる者なり(路六〇十三、徒一〇二六)第三常よ聖靈の默示を受る者なり(約十四〇十三、二

六)第四不思儀ある所業を爲べき力を有つものなり(哥後十二〇十二)第五其職の普き力を有つものなり

若し此以上の五項あらざれば決して「アポストロ」と云ふべからず又テモテ及びテトスの此五項を有たざるが故に「アポストロ」は非ず唯其代理者あり是れ由て其職務は定限あるものなり

問 現今監督即「エビスコポ」の職の何なるや

答 (一)「エビスコポ」の職のテモテ及びテトスの職と大概同じきものなり乃ち新任「ヂヤクノ」を設けたり(二)「プレスブテロ」と共に新任「プレスブテロ」を設けり(三)管轄内の公會を綜理め而して堅信禮を施す者なり(四)道を傳へ「サクラメント」を施行すことを固も肝要なりとす

問 今の「エビスコポ」等は昔の「アポストロ」の相續者なるや

答 否「アポストロ」等の公會の基礎よして今に至る迄其教の新約全書の中よ記載せり此教常よ公會を佑導くものなり

問 「アポストロ」の時代より今に至るまで此「エピスコポ」「プレスブテロ」「ヂャユノ」の三職の常は公會ありしや

答 然り然れども 偶 公會の或る部分に於て此三職を有らざる教會あり

問 若し聖公會の部分に監督在ざるとも眞正の公會と云ふべきや

答 然り凡て公會の「アポストロ」の教を堅く維持し又定たる牧師が聖語を宣べキリストの「サクラメント」を施行せば則ちキリストの普き公會の枝なり

問 「エピスコポ」在と在ざる公會に祈禱と説教と「サクラメント」に就ての恩恵を受けるの異なるや

答 其恩恵の異なることなし 神の約束と信者の悔改及び信仰の心自由のものあり又「サクラメント」の利益を受けること監督或の監督に設けたる「プレスブテロ」の有無は關係することなし

問 新約全書は公會の政に確乎なる命じごとあるや

答 公會の政に確乎なる命じなし 唯例のみ示しあり又總てのこと端正しく且順序

は循ひて行ふべしと命令じあり(哥前十五〇四十一)

問 何故監督と「プレスブテロ」と「ヂャユノ」の三聖職を堅く守るべきや

答 新約全書のテモテとテトスに贈れる書の神の黙示にして公會監督等の職を明か示すものなり 斯れ常は公會に監督の備はれる所以なり 又同書は然るべき人物を以て此「プレスブテロ」と「ヂャユノ」の二職を立てべき意あり 是は由て考ふれば此書の常は 會長吏を置き公會を指導かしむる律法なり 又イエスキリストの牧師の長と稱へらる是故は長の部下に許多の牧師即長老あり (彼前五〇自一至四)

問 此世に於て公會の義務は何なるや

答 (一) 神の公會の義務は聖書を証し且之を守る者あり 又神の眞理の教を保て明かに之を顯はすものなり (提前三〇十五、大綱二二) (二) キリストに就ての教を凡て此世の人々に授るものあり (太二八〇十九、廿) (三) 信者の相互の救助すること 又宣教師の聖書を教ふことと由て信者ハイエスキリストに従ふことを奨励する

ものなり(猶三〇、弗四〇十二、撒前三〇十)(四公會の聖靈の在り玉に由て神の住給ふ處あり)(弗二〇自十九至三二、哥前一〇十六、哥後六〇自十六至十八)

問 神の國よの善惡共よあり限なき世よ亦善惡共よあるや

答 否らず(一)此世の終迄公會の善惡混雜せることあり世の終の日主イエスキリスト榮光を以て再び降臨玉し時其國より凡て惡を爲者を除去さ玉ふべし(太十三〇四一、四二、四九)(二)其時よりキリスト公會の點汚なく緘なく玷なく咎なく瑕なく聖して榮あるもの限なき世に在るなり(弗五〇二七、西一〇二二)

問 新約全書の中よイエスキリスト何の名稱を擧て聖公會を指し玉ふや

答 神國即天國あり又イエスキリストの教の天國の福音と云るなり(可一〇十四、十五)

問 新約全書お神國と謂ふ詞は如何なる區別あるや

答 三種あり(一)信者名々の心の中よ神の國あり(路十七〇二二)(二)此世に於てキリストの公會の神の國なり(徒一〇三、西一〇十三)(三世の終より限なき榮光を

有て全く成るものなり(太十三〇四三、全二五〇三四)

問 神の國の王の誰なるや

答 イエスキリストなり死人の中より甦りよ由り此國の王となれり(羅一〇四、腓二〇九至十二)

問 現今神の國の記号の何なるや

答 此世に於て神の國の凡て善惡を問ずイエスキリストを信仰すると稱ふる者の會社なり

問 此世に於て神の國の混雜する有様をイエスキリストの何の譬を擧て示し玉ひしや

答 (一)海に投たる網の如く善惡共お其中よ在るなり(太十三〇四七、四八)(二)田畑の善麥の中お仇敵が蒔たる稗子あるが如し(太十三〇自二五至二九)(三)許多の羊の群の中お綿羊及山羊あるが如し(太二五〇三二、三三)(四)公會信者の智者と愚者ある童女の如し(太二五〇自一至十二)(五)葡萄樹の枝に果を結ふと結

ばざる枝あり(約十五自一至六)

問 現今神の國の格別なること何なるや

答 (一)國の基礎のイエスキリストあり(哥前三〇十一、約壹一〇自一至三)又聖靈の默示により使徒等の教則ち新約全書にイエスに就き記録たる教の國の基礎なり(弗二〇十九廿)二神の國の萬事の眞理あり(約十八〇三六、三七)三此國の常は説教を聞く者の勉強ふ由りて自由は擴張れり(徒一〇八、全八〇十二、羅十〇自十四至十七)又壓制は由り擴張むることの禁止せり(太二六〇五二)四神の國民の相互は聖靈は託り一家族に結合せるものあり(哥前十二〇十三)如何ある人が神國よ來ることを得べきや

問 神の國民の受る利益の何なるや

答 凡て此世の罪ある人の悔改と國王即ちイエスキリストを信じて其國民とあることを得るあり(太九〇十三、哥前六〇十一)

兄弟となれり故は常は神の子共として媒介なくして國王イエスキリストと交接ることを得るものなり又永りなき生と幸福と榮光の世襲となれり是れ肝要なる利益あり

問 神の國民と外の人々との區別の何なるや

答 相互に愛することなり(約十三〇三五、全十七〇二二)

問 神の國の目的の何なるや

答 其目的は神の眞理と聖靈の徳とを以て凡て人々を悪魔の力より脱れしめて眞の神に返らし聖潔と幸福を與ふることあり(徒二六〇十八、西一〇十三、撒前一〇九、十)

問 神の國の此世の國と何の異なるや

答 此世の國の假の國おして見るべき皇帝、官吏、政事、陸海軍、裁判及刑罰等の權威を以て其民を治めり然るは天國の永き國として皇帝と人民のみありて他に官吏、陸海軍等の如き者なし之所謂自由の民として皇帝の自から愛情

を以て其民を治むる者なり(希二〇八、路二二〇二五、約十四〇自二一至二三)  
又此世の國の法律の常お變換こと増加はること或の減少ことありと雖も天  
國の法律即ち新約全書は常不變ることなし(可十三〇三一)万民神の國民とな  
ること此世の凡ての利益より最も大なる利益なり

### 第十六章

#### 堅信禮の有様

問 基督公會の堅信禮の何の意義なるや

答 堅信禮の二種の意味あり第一信仰を堅ふし第二洗禮に於て自己或の代人の  
爲せし約束を復固く定むる禮なり

問 堅信禮式の如何ある爲め堅信と稱ふるや

答 第一洗禮を受けたる者の信仰の力を聖靈の恩恵ふよりて堅くするものなり第  
二洗禮は爲したる約束を信者自己の爲め公然定むるものあればなり

問 堅信禮式に他の名稱あるや

答 幼稚の時「バプテスマ」を受けて壯年と爲りたるの時頭上より手を按ぐ禮式と  
も謂ふなり

問 信者銘々の頭上より監督の手を按理由の何なるや

答 此禮式を受へる人常神の愛と恵を知らしめんが爲なり

問 聖書中より按手を施すべし禮の例あるや

答 ヤコブ死する前其孫インライムとマナセの頭に手を按ぎぬ(創四八〇十四)又  
モーセのヨシニアの頭より手を按り(民二七〇二三)又イエスの嬰兒の上より手を  
按り(可十〇十六)

問 昔しユダヤ人の諸の禮式中より如此きことありしや

答 然り兒童等齡十三歳より成りし時親等の其兒童を殿或の禮拜堂に誘ひて聖書を  
知ると知らざるとの試験を受けしむ又兒童を神に奉事する爲に供する者なり

問 イエスキリストが殿に誘はし慣俗は從ひし例あるや

答 然り路加第二章四十一節より四十六節迄は此の如の事あり

問 新約全書の中堅信禮を施す例あるや

答 第一「デアエノ」ピリポはサマリヤ信者「バプテスマ」を施し後聖なるペテロとヨハチがエルサレムより下りてサマリヤ信者等の頭の上お按手せり（徒八〇自十四至十七）第二エペソの邑の信者「バプテスマ」を受け直し聖なるパウロより按手禮を受けたり（徒十九〇自一至六）

問 以上二種の例お如何ある結果を見しことあるや

答 堅信禮を受ると同時に聖靈の不思議なる賜を受けり即ち異たる諸國の方言よて語り且預言せり（徒十九〇六、哥前十二〇自一至十一）

問 現今按手の禮に因て信者の此如の權力を受けしや

答 否す「アポストロ」の時おのみ其不思議ある功驗を興へられたり

問 現今堅信禮式の結果お不思議なることあるよ非らず之に因て此禮式の益なきものありしや

答 否す堅信禮式の例へば信者の祈をなすお如きものなり往昔し「アポストロ」の時代お不思議なる力を受るお祈の徴しなり其後ち此の如き体徴なし然れども都て信者の義務の祈禱をなすべきことあり又祈禱に由り確手なる靈の休徴を受るものあり故お堅信禮も如此お利益を受るの方法なり

問 現今信者曹の堅信禮式に付如何なる益を受しや

答 悔改めと信仰の心を以て禮式を受けば祈禱に依て神が聖靈の賜を興へ玉ふなり（加五〇二二三）

問 聖公會中お元始より此禮式を守りしや

答 然り「アポストロ」の時代より公會の中お譽れある恭しき風俗あり則ち監督曹の都て「バプテスマ」を受け又公會問答の教授を受けたる兒童等の頭らお手を按き禱り祝する之を堅信禮と稱へり

問 日本聖公會は都て「バプテスマ」を受者に堅信禮を受ることを命せしや

答 然り此嬰兒が信經、主禱文、十誠を暗誦じ又公會問答をよく學び得しとき堅

信禮を領受する爲に必ず「エピスユボ」は携來るべし（祈文中嬰兒聖洗式の畢の

文）

問 堅信禮の「サグラメント」あるや

答 然すキリスト自から立て玉ひし禮にあらざるなり（大綱二五條を觀るべし）

問 キリスト自ら堅信禮を設立玉のされば信者等に此の禮を守らざるも宜しき理由

あるや

答 否らず新約全書の中此禮式を施す事を記し又キリスト教の始より六項の中より

又教會の禮法と儀式を立之を治むる權あり若し神の聖語を背かざれば徳を

立つる爲めは一切の事を爲すべきことあり（大綱二十、三四）

問 堅信禮式の如何なる肝要のことあるや

答 四種の別あり第一此禮式を受くるためは準備をなるとも基督の教を審かよ研

脩するものなり第二信者等の此禮式を受けて福音の道を熱心に務むるものな

り又特別に祈禱して己れを神に捧げるものなり第三此禮式が父なる神は常よ

聖靈の恵を増々與玉へり第四聖餐を受くる爲めは具ふる禮なり

問 堅信禮式を受る思想に區別あるや

答 第一此禮式を外道の行ひ或の風俗のみと考へ或の心は信仰なしと雖も外面の

禮式のみ益あること、思へばからず第二思ふべきこと此禮式は神の愛に因り賜

を信者よ賦與らるべしと思へし是より由りて神の願ひ我々の準備たる心即ち悔

改と信仰を以て慎て此禮式を受くべきことと思考へし

### 第十七章

#### 聖公會禱文の中堅信禮式の事

問 堅信禮式の幾種は區別あるや

答 八の區別あり一獎勵すること二堅信禮を請ふ者よ一つの試問あること三必要あ

る答辭四聖靈の賜を請ふ祈禱五接手のこと六主禱文と禮式を受けたる者を保

護り及之を勸る祈禱七凡て信者の爲めは祈禱八祝せる事等なり



問 勸める言ばの意味は何なるや

答 堅信禮式の理由を説明するものなり

問 監督が堅信禮を受る者よ訪問ぬる言の意味は何なるや

答 前さよ「バプテスマ」を受し節神せきんを爲したる誓ちかひと約束を今日復び堅くするや否やを監督其時禮を受者の口より之を聞けり

問 必要なる答辭の言は何あるや

答 我れ之を約す

問 此簡單なる言(我れ之を約す)の如何なる深意を含みありしや

答 一禮式を受るもの前まへなしたる「バプテスマ」の誓ちかひと約束を新あらたま爲すことなり

(二)惡魔の所業しわざと此世の榮華はうわと肉體にくたいの慾よくを棄すつることなり(三)受禮者じゆらいしやは凡たゞてイエスキリストの教しゆの箇條げんじょうを堅く信しんずることあり(四)受禮式じゆらいしきたる者ものの神かみの助けに依より神かみの誠まことと神かみの聖せいなる旨しめよ遵したがひ生命いのちを終おそえ凡たゞて之これを行なはんと欲ほつすることあり

問 聖靈の賜を請ふ祈禱の區別は何なるや

答 一堅信禮を請ふ者ものの神かみの義ぎに由より新あらたま生なる、こと罪つみの赦ゆるしの恩恵めぐみを聖靈せいらいお由より

己おのれの心こころの中なかよ受うけることを願ねがへり(二)聖靈せいらいの各種しゆくの賜たまひ日々増ま々加くはらん事を願ねがふことあり

問 聖靈の各種の賜と何あるや

答 一智慧ちあひ(二)聰明ちやうめい(三)謀慮ぼりゆ(四)才能ちやうのう(五)知識ちしき(六)誠實まこと(七)主しゆを敬おそみ畏おそる、等らなり(賽十一〇二、三)

問 此賜よ由て何の益を受るや

答 一智慧よ由て最も善よくことを受けて聖靈せいらいの果みを結むすぶの益えきあり(二)聰明よ由てことことの善惡ぜんあくを識別しやくべつつて善よくを保たもつことの益えきあり(三)謀慮ぼりゆに由より祈禱いのちを以もつて神かみの聖書せいしよと良心りやうしんの誘導よびだを受るの益えきあり(四)才能ちやうのう即すなはち聖靈せいらいの力ちからよ由よりキリストよ從したがふて善行よきことを爲なし又また惡あくしき行ことを防まぐの益えきあり(五)智識ちしきの神かみの性質せいしつを親したしく見み是こゝよ由て限かぎなき生命いのちを常つね保たもつものあり(約十七〇三)(六)誠實まことよ由て人の性質せいしつを神かみの性質せいしつよ肖なせんとするものなり(約壹三〇二)(七)主しゆを敬おそみ畏おそる、よ由より忠義ちゆうぎの心こころを以もつて熱心ねつしん

神は服事ふるものなり

問 監督が按手する時何の恩恵を神に願ふや

答 三種の願ひあり一神の恩恵に託り信者常に主に属すること二日々益々聖靈の感化を受けること三主の限なき國に至るの恩恵を願ふなり

問 監督と會衆の堅信禮を受ける者の爲め何の恩を願ふや

答 一父の聖手常に彼等の上に覆ひ則ち神が凡て人々の有様を掌とること(羅八〇二八)二聖靈常に彼等と共に在し玉へ則ち聖靈心の中お住ひて其一代のこゝとを総理とり玉こと三主の言を知り得る事を導き玉ひ則ち神自ら教授て必要なる覺悟智慧増々加へること四主の言お循ふことを導き玉ひ則ち神が彼等の心の望を保護り玉ふこと以上の四項は因り限なき生命を受けるものなり

問 凡て信者の爲めお祈禱て靈魂と肉身を導き聖となし修め玉へとの意味は何なるや

答 一靈魂を導き心の思ひを善ことに導くものなり又肉身を導く肉の慾を善

とに而已導くものなり二靈魂と肉身を修めるの聖靈が心に住で心の思ひと口のことばと肉身の行ひを神の聖旨に適合ししむるものなり三靈魂と肉身を聖とし凡て罪を洗ふて神に服事ふるものとなさしむるなり

問 信者の肉体を聖となすべき事の祈禱中何れあるや

答 願くば平安の神爾曹を全く潔し又爾曹の全靈全生全身を守つて我儕の主イエスキリストの臨らん時に咎あからしめ給はん事を(帖前五〇二三、同四〇三)

問 祝せる事の意味は何なるや

答 祝せる事の權威を有つもの信者の爲め幸福を與へ玉はんことを祈禱り

問 堅信禮を受けたる者の義務は何なるや

答 神に約束せしことを守らんが爲日々神に祈りて格別聖餐を受るときは神の恩を助けを絶えず願ふべし

第十八章

聖餐の事 上篇

問 誰が聖餐禮式を始めて設立しや

答 主イエスキリストの弟子等が吾を記へん爲に此れを行と命せり(路二二〇十九)

問 何時イエスキリスト此禮式を設立玉ひしや

答 十字架お處られ玉へる前晚則ち主イエスの賣され玉へる晚之を設立玉へり(太二六〇自二十至二九)

問 主の聖餐の「サクラメント」を何の爲に設立玉ひしや

答 (一)キリスト 然となりて死し又此お因て我等の受る益を常に記憶しめんが爲めなり(公問を見るべし)(二)我等の師ある獨の救主イエスキリスト其最も大なる愛みを以て我等の爲に死し其血を以て我等が量なき益を得させ玉へることを常に記憶しめんがためなり(聖餐禮式文を見るべし)

問 晩餐の外の徴は何あるや

聖餐の事 下篇

問 誰が聖餐禮式を始めて設立しや

答 主イエスキリストの弟子等が吾を記へん爲に此れを行と命せり(路二二〇十九)

問 何時イエスキリスト此禮式を設立玉ひしや

答 十字架お處られ玉へる前晚則ち主イエスの賣され玉へる晚之を設立玉へり(太二六〇自二十至二九)

問 主の聖餐の「サクラメント」を何の爲に設立玉ひしや

答 (一)キリスト 然となりて死し又此お因て我等の受る益を常に記憶しめんが爲めなり(公問を見るべし)(二)我等の師ある獨の救主イエスキリスト其最も大なる愛みを以て我等の爲に死し其血を以て我等が量なき益を得させ玉へることを常に記憶しめんがためなり(聖餐禮式文を見るべし)

問 晩餐の外の徴は何あるや

答 主の命令玉ひし我等の受べき麪と葡萄酒なり

問 聖餐禮式の中に何ごとの命令なかりしや

答 (一)時間と晝夜の定めなし(二)毎年幾回と云ふ定めなし(三)誰が施すべき定めなし(四)此禮式を受る前小斷食とするの命じあることあり此以上の四條の諸國の公會自由よ定むるものなり

問 舊約全書に聖餐の麪と葡萄酒は何の前表なるや

答 (一)メルキゼデクのアブラハムに麪と葡萄酒を施して祝せり(創十四〇自十八至廿)メルキゼデクは吾曹の祭司長キリストを指せり(希七〇自一至二四)アブラハムの忠義ある信者の前表なり(加三〇自七至九)(二)イスラエル人カナンとエジプトとの間の野に漂泊し時天より賦與へ玉へる「マナ」にて養はる(約六〇三二)是れは眞の麪即ちイエスキリストを指せり(約六〇五一)(三)エリヤは麪と水を以て野に養はれり(王上十九〇自四至八)

問 麪と葡萄酒は何故聖餐の意に適合ふや

答 (一) 麪と葡萄酒の身體の食物あり如此キリストの恩の靈魂の糧なり (約十五〇)

(二) 麪と葡萄酒の麥と葡萄の實を壓迫て製造りたるものなり此の如くイエ

スキリストも十字架に處られて生命の麪となり玉へり (約十二〇二十至三三、

同六〇五一、五五) 三) 麪と葡萄酒の人々常用ゆる食物なり此の如く神の恩の

方法を凡て人々接近せしむるものあり (路十四〇二一至三三、賽五五〇一)

問 新約全書の中は造物主の能力を以てイエスキリストが麪と葡萄酒を創造りて之

を人々を賦與へ玉ひたること何の例あるや

答 (一) 葡萄酒を製造り與たる事のイエスキリストの最初の不思議なる工よしてカ

ナの結婚式の時なり (約二〇一至十一) (二) 五顆の麪を以て之を増加五千人に賜

與へて飽しめ玉ひたる奇跡のわざあり (可六〇自三五至四四) 又四千人を七顆

の麪を以て養ひ玉へり (可八〇自一至九)

問 主の聖餐の内の區別は何なるや

答 主の聖餐に於て受者悔改と信仰の心を以て眞實に受ることキリストの肉

体と血なり (太二六〇二七至二八) 聖餐の中は内と外と謂ふ言の信者等の内部

と外形を指さす言はなり又イエスキリストの体と血の祝したる麪と葡萄酒の

中よ決してあることなし

問 キリストの肉体の十字架に攀きたる肉体あるや或は天國に輝きある肉体なるや

答 必ず罪の爲め十字架に攀きたる肉体あり (太二六〇二六至卅、哥前十一〇二四)

問 聖餐の時宣教師の手より受ることの徴のみか又キリストの肉体と血を眞實に

宣教師の手より受るや

答 宣教師の手より徴のみ信者等の手よ受ることあり (哥前十〇十六)

問 如何してキリストの肉体と血を眞實に受るや

答 キリストの肉体と血を受けて之を食することの只信仰に因るあり又主の聖餐に

於て基督の體を與へられ之を受け之を食するの唯靈の上よ在るのみ (大綱二

八) 則ちイエスキリスト自から聖靈を以て天より直接に己れの肉体と血を眞

の信者の心よ與へ玉へるものなり (約六〇五一、弗三〇十六、十七)

問 聖餐禮式の時主の棹上お祝じたる麪と葡萄酒を供へある處キリストも在りし

や

答 否らず聖餐の時イエスキリストの肉体と血の棹上よわらざるなり誠の信者の

心の中よのみあるなり

問 聖餐の時信者の祝したる麪と葡萄酒を拜べきや

答 否らず之の偶像を拜が如にして十誡の第二條は悖戻るものあり

問 聖餐禮よ罪を贖ふ犠牲を神お献げしものあるや

答 否らずイエスキリストのみ罪を贖ふ犠牲を只一次献げ玉へり(希十〇十二)又

イエスキリストが献げ玉ひたる犠牲の外別お之を献げしものは非らざるあり

問 聖餐よイエスキリストの罪を贖ふ犠牲の續て之を爲せしや

答 否らずイエスキリストの犠牲を献げたることの再び或の續て之を爲すこと克

つざるものあり(希九〇二四至二八、大綱三一)

問 聖餐禮よ於て罪を贖ふ犠牲と「サクラメント」の二つのとを爲すことを得べきや

答 否す犠牲と「サクラメント」の大變の表裏あり則ち犠牲のイエスキリスト而已

り神お献げ玉へり「サクラメント」の神より人間に賜へ玉へることあり故に二

つの事一同お爲すこと能ざるものなり

問 罪を贖ふに付て聖餐の如何ある關係あるや

答 聖餐のイエスキリスト犠牲後の貴重き祝ひして 則 ニマヤ國の逾越節よ適當

たるものなり(哥前五〇七、八、出十二〇一至二六)

問 聖餐の祝と何のことを指すや

答 イエスキリストが我曹信者の代りよ死よ玉ふこと則ちイエス吾れを記へん爲

めお之をさせよと命お玉へり(路二二〇十九)又聖なるパウロ曰爾曹此麪を食

し此蓋を飲む毎に主の死を表すなり(哥前十一〇二六)

問 聖餐禮式に如何キリストの死を示そや

答 宣教師の信者の前お餐を擘きキリストの體お負傷き玉し事を示すなり又滌き

たる葡萄酒のキリストの流し玉ひたる血を示すなり

問 聖餐の後の世の如何なる事を指ぞや

答 終の日か一般信者の集會を指すものあり(太二六〇二九、黙十九〇九、全七〇自九至十七)此集會の小羊即ちイエスキリストの婚姻の饗應なり

問 聖餐を受けて何のことを深く考ふべきや

答 (一)キリストの死に由て都て吾等の罪の赦を受けることあり(希九〇二六、弗四〇三二、加六〇十四、哥前十五〇三、四)(二)聖靈よ託りてイエスキリストと共に聯絡たる處の悦びなり(哥前六〇十七、弗四〇十六)(三)後の世の限なき幸福を受ること(羅八〇十八自二三至二五)

問 イエスキリスト何の言を以て此禮式を立て玉ひしや

答 イエス麩を取りて祝し之を擘る弟子よ與へて云ひけるの取りて食へ之の我が身体なり(太二六〇二六)又杯を取りて謝し彼等に與へて云けるの爾曹皆此杯より飲め之れ新約の我血にして罪を赦さんとて衆くの人の爲めよ流す處のものあり(太二六〇二七、二八)

問 以上の言に就て天主教會の何の誤謬を顯せしや

答 以上の文に之の我身之の我血なりとの言を以て其誤謬を生し即ち晚餐は祝したる麩と葡萄酒の祝するよ由てキリストの眞の肉体及眞の血に變化りたるものなりと又麩と葡萄酒の見ゆる形体の道化ざるも其性質全くかはりてキリストの眞の形体と血よなれり之を化体と云ふ等の異端を稱へり(大綱二八ヲ見ルベシ)

問 天主教會を除くの外化体と云ふ異端を稱へし公會ありしや

答 キリシヤ教會の天主教と同一誤謬を有り

問 化体と云ふ異端の誤謬の何の證據あるや

答 (一)異端の聖書に反對せり則ち聖なるパウロ祝したる麩と雖も唯麩のみと云へり(哥前十〇十六〇十七、全十一〇二七)(二)異端の五官の感じは反對せるものなり則ち祝たる麩と葡萄酒の有様の到底變らざるものなり(三)異端の道理に適當なるものあり則ちキリストの肉体の同處を放れず常に神の右よ坐して世

の終り迄居れり故に此世の所々に居る能はざるなり(希十〇十二、十三)(四)此  
異端の「サクラメント」の性質を毀壞つものなり則ち「サクラメント」の恩恵を  
指す徴なり若し指せる者則ち「サクラメント」を指したる者即ち思ふ變りたら  
ば徴なきものなり故に「サクラメント」の性質を失へるなり(大綱二八)

問 ルタとルタに設立たる公會の何の誤謬あるや

答 凡て聖餐を受ける者の麪と葡萄酒の體と共にキリストの眞實なる血と體を必ず  
受るものなり是に依て若不善者と不信者にして聖餐を受るも亦永なき生を受  
るものなり(約六〇五四)

問 ルタ公會の異端の誤謬の何の証據あるや

答 キリストの體と血の不善者と不信者の之を受くると云ふ説の聖書に反對せる  
ものなり(約六〇三五、三六)故に聖餐の中を指したること即ちキリストの血  
と體の其徴と共に常にあらざるなり(大綱二九)

問 「プロテスマメント」の信者の中聖餐に付何の誤謬あるや

答 聖餐の麪と葡萄酒の基督の犠牲を記憶る徴而已として恩恵を受る方法あらざ  
るなりと云へり故に此異端の「サクラメント」の有様を滅亡す者なり夫れ「サ  
クラメント」は恩恵を指すの徴なり若指したるものを受けざれば「サクラメ  
ント」の失へるものなり

問 聖餐の「サクラメント」は就て眞正の教の何あるや

答 眞に悔む心と活たる信仰を以て此聖なる「サクラメント」を受けば靈よてキリ  
ストの肉を食ひ其血を飲むものなり(禱文聖餐式文を見るべし、哥前十〇十  
六)

問 聖餐禮式にイエスキリストの眞實の體と血の何所あるや

答 「サクラメント」の中よあらずして正しき信仰を以て受る者の心の中よあるな  
り(弗三〇十七)

問 聖餐禮式を受るの集會の中よイエスキリストの眞實に在し玉へるや

答 然り其約束よ従ふて則ち我が名の爲めよ二三人の集れる處よの我れも其中よ

在ればなりと(太十八〇二十)

問 キリスト吾名の爲め集れる處にいと云ひ玉ふの晩餐を受る集會のみを指すや

答 否らず何れを論せず凡て信者キリストの名の爲め集りて即ち祈禱、説教、善

行を爲す其所もイエスキリストも偕に在り玉ふなり

問 聖餐を受るの他イエスキリストの肉と血を受け食ひ飲み爲る方法あるや

答 然り何時でもイエスキリストの人間の代り十字架に死に玉ふことを眞正に

信じまされば其時キリストの肉を食ひ血を飲んで永生を受るものなり

問 昔しユダヤ人の宮殿の最と聖き所あり之と同一キリスト禮拜堂の内聖餐禮式の

所おも最と聖所あるや

答 否らずキリストの禮拜堂の其内に在るを以て悉く聖し又凡て信者の集る處

のキリスト其内に在るを以てユダヤの殿の最と聖き處の如く然り(希十〇自

十九至二五)是より由て信者のキリストを尊敬ふ心を有つ而已ならず身の行儀

を常々恭しく有つべき者なり

### 第十九章

#### 晩餐の事 下篇

問 聖餐「サクラメント」に由て受る所の益は何なるや

答 麴と葡萄酒を以て我等の肉体の養ひれて健康なる如くキリストの肉身と血

を以て我等の靈魂も養ひれて健康なるものなり

問 如何にして吾曹の靈魂の利益を受るや

答 正しく信仰の心を以て受る者のキリストに關係したるものなるが故に罪の赦と

靈魂の安さを受るものなり(約十七〇自廿至二三、約壹三〇二四、羅八〇一、羅

五〇一)

問 聖餐を受る時此利益を得る爲め吾等は何を爲すべきや

答 此世のことを除去しイエスキリストが我等を贖ひ助る爲め大なる辛苦を受玉

ひしことを察して之を尊敬し之を記憶ゆべきことなり而して心に信仰を堅固



ふし限なき幸福を受ける事の望みを定むるものなり又キリストを愛するとの我等の心理は充滿すが故に喜悅びと安全を有つべきものなり

問 主の聖餐を受ける人は願べからざる者の何なるや

答 過去し罪を眞に悔改て後新しき行ひをなすことを堅く定めざるや又キリストの死を常に辱なく思ひ神キリストに因て與へ玉へば恩を活たる信仰を以て信せざるや又愛心を以て總て人と親睦をざるやと内顧ことなり (公問の畢を見るべし)

問 内顧どの何なるや

答 神の聖書を以て心の思ひ、口の言、身體の行を神の命に比較て是に當適や否やを内顧るべし

問 何故聖餐を受ける前己れを内顧るべきや

答 人自から省みて後其麩を食し其杯を飲べし宜し合はずして食飲するものは其食飲よ由て自ら罰を招くあり蓋し主の體を辨へざるに因るなり (哥前十一〇)

二八、二九

問 若不正心を以て聖餐を受けば如何に罰を招くや

答 軟弱、諸病、死亡を受けるなり又我儕若し自ら己を審しならば罰を受けること無しならん (哥前十二〇卅、三二)

問 何事を就て内顧るべきや

答 悔改と信仰、感謝、慈愛心を就てなり

問 悔改との何なるや

答 (一) 罪を清潔し或の神に或の隣人は對し或の思想或の言語或の品行或の爲すべきことを爲さず或の爲すべからざることを爲す或の怠或の知らざる罪を内顧みて心よ杞憂を抱くなり (哥後七〇十) (二) 謙遜を以て罪を神に懺悔せることなり (路十八〇十三、十四) (三) 神の聖旨を循ひ其聖なる誠を守りて新しき行を爲すことを堅く定むることなり (腓三〇十三、十四)

問 罪を悔改する其結果の何あるや

答 罪の神の忌嫌ひ玉ふことを知りて是を悉く除去し熱心に善行を爲すことあり

(路三〇自八至十四)

問 結果ある信仰とい何なるや

答 結果ある信仰とい則ち潔き言と行を以て神に導ふ信仰を云ふなり(加五〇

六雅二〇十七)

問 結果ある信仰は何のことを信すべきや

答 眞の神のキリストに託りて慈憐と恩恵を與へ玉へることを信すべきことなり

問 神の慈憐と恩恵の何なるや

答 イエスキリストに因り罪人を贖ひ罪を赦し神と共に親み又聖靈の慰、救助、

誘導、能力等を與へ且又後の世の限なき幸福を受る事等のは是れ神の約し玉へる恩恵なり

問 感謝とい何なるや

答 感謝のキリストの死を記憶て常々キリストに對して貴重を讃美を爲すべし

のなり(黙五〇九至十二、路十七〇十五至十八)此感謝をなす理由の神が憐に

吾曹を愛し玉へる故なり(約壹四〇十九)

問 如何にして感謝を顯へすべきや

答 常に悦で神に服事することなり(腓四〇四)都て隣人へ慈を垂ゆることなり

(太二五〇四十、路十〇三七)

問 人間の中誰れを愛すべきや

答 總て己れの如く他人を愛すべし(太二二〇三九)又仇敵をも愛すべし(太五〇)

問 隣人を愛する理由の何なるや

答 神とキリストの吾曹を愛し給へり故に吾曹互に相愛すべし(弗五〇二、約壹四

〇十一、十二)

問 人間は愛心を如何に顯すべきや

答 (一)若し吾曹害を他人に加へたれば直之を贖ふべし(路十九〇八)(二)吾曹は害

を與ふる者よの吾曹眞實の心を以て之を救免すべし(弗四〇三二)(三)吾曹は凡

て貧苦と不幸に陥りたる者を扶助くべし(約壹三〇十四至十七)又哥前十三章四節より八節迄の愛の有様を詳細に説明しあれば之に遵守べし

問 誰れが聖餐を受くるに充足すべき者なるや

答 誰れも足ものなし然し己れの足らざるを知者のみ之を受くべき者なり又我等敢て己の義を頼まず唯主の大なる憫みを頼んで主の棹に來れり我等は主の棹の下なる喰屑を拾ふも足らざるなり(禱文聖餐式文ヲ見ルベシ)

問 聖餐を受くることを忘り又之を斷る者の何の罪を犯そ者なるや

答 キリストの命令に背くものあり

問 正しからずして聖餐を受る者の己の罪を定めらるゝ事を飲食するの何ぞ(禱文百十八裏)

答 我身を回顧みず不敬と懶惰と不注意等の心を以て聖餐を受け平常の饗餐の如く思ふ大なる罪あり(哥前十一〇二七至三二)

問 聖餐を受る時主の身体を辨へずしてとの意味の何あるや(哥前十一〇二九)

答 祝したる麴と葡萄酒の主の身体を指したるもの故常の食物のみと思へり蓋し

此禮りのキリストが命じたる禮式を輕蔑するものあり

問 聖餐を受くる時神に獻げるものは何なるや

答 信者曹の晚餐の理に慥く聖なる生る供物とあらん爲己の魂と肉身を主に獻げるなり(羅十二〇一)感謝讚美の供物を主にお獻げるものあり(希十三〇十五)神に事へて公會を維持する寄附金及び貧者に施行しを爲すものなり(希十三〇十六)祈禱を神に獻ぐることなり(腓四〇六、黙五〇八)碎けたる悔し心と魂を獻ることあり(詩五二〇十七)凡て以上の供物の則ち靈の供物(彼前二〇五)おして罪を贖犠牲に決して非らざるなり是皆感謝の犠牲なり

問 聖餐の時誰れが此靈の供物を神に獻げるや

答 都て信者の神の赦を已に受け神の選ぶ由て潔き祭司及王なる祭司とあり神の靈なる供物を獻げるものなり(彼前二〇五、九)

問 何時まで公會の聖餐禮式を有つべしや

答 イエスキリストの輝きを以て再び此世に降臨玉ふ日即ち世の終の日迄之を有つものなり(哥前十一〇二六)

問 主の晩餐即ち聖餐の別に稱へあるや

答 (一)麴を擧ぐ禮式(徒二〇四二、全廿〇七、哥前十〇十七)(二)聖なる交りの禮式則正しく受ける者の凡て相互ふ又各父なる神と其聖子イエスキリストと友たるものなり(約壹一〇三至六、哥前十〇十六、十七)(三)感謝を奉の禮式(希十三〇十五)

問 昔の逾越節と現今の晩餐とを比較れば何の同じ事あるや

答 (一)逾越節は神の民をエジプトの奴隷より救助玉ふことを記憶の禮式なり(出十三〇八至十)晩餐は神の民罪の奴隷より救助玉ふことを記憶の禮式なり(哥前五〇七、彼前一〇自十八至二十)(二)以上の二の禮式の神と人と相互の間は約束を爲すものなり(出十三〇自九至十四、哥前十一〇二五)(三)此二禮式はキリストの十字架に死し玉ふことを指すものなり(出十二〇六、七、哥前十一〇二

六)逾越節のキリスト死し玉ふ前より又晩餐のキリスト死し玉ふ後より(四)逾越節を受ける者の唯だ割禮を受けたる者のみなり(出十二〇四八)又潔き者のみなり(民九〇六)此の如く主の棹上より食する者の洗禮を受けたる者のみなり(希十〇二二)又悔改たる者のみなり(哥前十一〇二七、二九)(五)理由なくして逾越節を受けざる者の民の中より斷れん(民九〇十三)此の如くキリストが命じたる晩餐を理由なくして受けざる者のキリストの民の中より斷れるあり(約十五〇自六至十)

問 何を得んが爲めは信者の聖餐を受べしや

答 聖靈の扶助けにより心の慰めと平安と善き果を結の力を受る爲かり

基督教問答 終

明治廿四年八月十九日印刷  
明治廿四年八月二十日出版

筆記者 木庭孫彦

大坂市西區土佐堀五丁目  
廿八番屋敷寄留  
熊本縣士族

發行兼印刷者 今村謙吉

大坂市西區土佐堀三丁目  
卅八番屋敷

發行所 福音社

大坂土佐堀三丁目

